

社会福祉施設 (入所者処遇)

V 社会福祉施設（入所者処遇関係）

事 項	内 容	解 説	根 拠 法 令 等	書 類 等
<p>1 施設入所 《 共通 》</p>	<p>1 原則として、施設入所定員を超過しないこと。</p> <p>2 正当な理由がないのに実施機関からの委託を拒否してはならないこと。</p>	<p>(1) 原則として、入所定員及び居室の定員を超過して入所させてはならないこと。</p> <p>(2) 災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでないこと。 この場合であっても、施設の規模、職員数等からみて適切な処遇が確保されると認められる場合に限り、当分の間の応急的措置として認められること。</p> <p>(3) 特別養護老人ホームの入所においては、入所指針に基づき、入所決定過程の透明性・公共性を確保すること。</p> <p>措置施設は、実施機関から入所の委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならないこと。</p>	<p>◎特別養護老人ホーム最低基準 第25条（定員の遵守） 特別養護老人ホームは、入所定員及び居室の定員を超過して入所させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>◎軽費老人ホーム最低基準 第25条（定員の遵守） 軽費老人ホームは、入所定員及び居室の定員を超過して入所させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>◎障害者支援施設最低基準 第36条（定員の遵守） 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの種類ごとのそれぞれの利用定員及び居室の定員を超過して施設障害福祉サービスの提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>◎北九州市特別養護老人ホーム入所指針 4 入所検討会議の設置 施設は、入所の決定に係る事務を処理するために、入所検討会議（以下、「検討会議」という。）を設置しなければならない。 (4) 所掌事務 検討会議は、別表（入所判定基準）に基づく評価及び特記事項を総合的に勘案した結果、入所優先度の高い者から順番に入所順位優先者名簿（以下「優先者名簿」という。）に登載する。</p> <p>◎生活保護法 第47条（保護施設の義務） 保護施設は、保護の実施機関から保護のための委託を受けたときは、正当な理由なくして、これを拒んではならない。</p> <p>◎児童福祉法 第46条の2 児童福祉施設の長は、都道府県知事又は市町村長（第32条第3項の規定により第24条第5項又は第6項の規定による措置に関する権限が当該市町村に置かれる教育委員会に委任されている場合にあつては、当該教育委員会）からこの法律の規定に基づく措置又は助産の実施若しくは母子保護のための委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。</p> <p>◎老人福祉法 第20条（措置の受託義務） 2 養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設置者は、第11条の規定による入所の委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。</p>	<p>入所者名簿</p> <p>利用申込書 優先者名簿 入所検討会議の議事録 委員名簿 選任書類</p>

事 項	内 容	解 説	根 拠 法 令 等	書 類 等
	<p>3 措置の変更、停止又は廃止等の必要が生じたときは、実施機関と十分な連携を図ること。</p>	<p>(1) 措置施設の長は、施設の利用者について、措置の変更、停止又は廃止を必要とする事由が生じたと認めるときは、速やかに、措置の実施機関に届け出ること。</p> <p>(2) 措置施設の長は、施設の利用者について、入院等の必要が生じたときは、速やかに実施機関に状況を連絡し、適切な措置が行われるよう十分な連携を図ること。</p>	<p>◎生活保護法 第48条（保護施設の長）</p> <p>4 保護施設の長は、その施設を利用する被保護者について、保護の変更、停止又は廃止を必要とする事由が生じたと認めるときは、すみやかに、保護の実施機関に、これを届け出なければならない。</p> <p>◎児童福祉法施行規則 第27条</p> <p>児童福祉施設の長又は指定発達支援医療機関の長は、法第27条第1項第3号の規定により当該児童福祉施設に入所し、又は同条第2項の規定による委託により当該指定医療機関に入院した児童について次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。法第31条第2項又は第3項の規定の適用を受けて満18歳に達した後において当該児童福祉施設に在所し、又は指定発達支援医療機関に在院する者についても、同様とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 その者が死亡したとき。 二 その措置を解除し、停止し、又は他の措置に変更することを適当と認めたとき。 三 法第31条第2項又は第3項の規定により、引き続きその者を当該児童福祉施設に在所させ、若しくは法第27条第2項の規定による委託を継続し、又はこれらの措置を相互に変更する措置を採ることを適当と認めたとき。 <p>◎老人福祉法施行規則 第6条（施設の長の義務）</p> <p>養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの長は、当該施設の入所者（特別養護老人ホームにあつては、法第11条第1項第2号の措置に係る者に限る。）について、措置の変更、停止又は廃止を必要とする事由が生じたと認めるときは、速やかに、市町村にこれを届け出なければならない。</p>	

《 救護施設 》

事 項	内 容	解 説	根 拠 法 令 等	書 類 等
2 処遇計画等	<p>1 入所者の処遇計画は、利用者の処遇の状況等を勘案し、策定すること。</p> <p>2 入所者の処遇計画は、入所者の処遇の状況等を勘案し、見直しを行わなければならないこと。</p> <p>3 処遇方針の樹立に当たっては、その方法、内容を適切にすること。</p> <p>4 入所者処遇に必要な職員が参加したケース会議を開催すること。</p>	<p>(1) 処遇計画は、日常生活動作能力、心理状態、家族関係及び所内生活態度等についての定期的調査結果及び入所者本人等の希望に基づいて策定すること。</p> <p>(2) 処遇計画は、入所後、適切な時期にケース会議の検討結果等を踏まえた上で策定すること。また、必要に応じて医師、理学療法士等の専門的なアドバイスを得て策定すること。</p> <p>処遇計画は、入所者の処遇の状況等を勘案し、定期的に必要の見直しを行わなければならないこと。</p> <p>(1) 処遇方針の樹立に当たっては、職員個人の判断ではなく、複数の職員による客観的判断に基づくことが必要であること。</p> <p>(2) 入所者の心身障害の状況その他事項を十分に検討し、具体性、実効性のあるものであること。</p> <p>(1) 入所者個別の処遇上の問題を検討し、その解決のための方針等を樹立するため、ケース会議を開催すること。</p> <p>(2) 事例の内容によって、参加すべき職員の範囲も異なってくるが、必要とされる職員を参加させること。 また、施設長も積極的に参加し、処遇面でも職員の指導にあたること。</p>	<p>◎保護施設等最低基準（解釈通知） 第4 処遇に関する事項 4 生活指導</p> <p>(2) 生活指導に当たっては、管理規程に従うべきことはもちろんであるが、さらに利用者の年齢、性別、性格、生活歴、身体的精神的特性、利用者の日常生活の状況等を考慮して個別的な処遇方針を定めることが適当であること。 また、この指導の結果は、利用者の保護の経過指導票に記録しておくこと。</p>	<p>処遇計画 ケース記録 ケース会議録 個別処遇方針検討記録</p>
3 生活指導等 (1) 生活指導	<p>1 入所者の状況に応じた生活指導や訓練・作業等を実施すること。</p>	<p>(1) 入所者に対し、生活の向上及び更生のための指導を受ける機会を与えなければならないこと。</p> <p>(2) 入所者に対し、その精神的及び身体的条件に応じ、機能を回復し又は機能の減退を防止するための訓練又は作業に参加する機会を与えなければならないこと。 なお、当該訓練又は作業は、身体的機能の維持、回復を主眼とするものであり、更生施設の作業指導の目的とは異なるので、その実施に当たっては十分留意しなければならないこと。</p> <p>(3) 生活指導に当たっては、いたずらに利用者を強制し、自由を拘束することのないように配慮すべきこと。</p>	<p>◎保護施設等条例 第31条（生活指導等）</p> <p>救護施設は、入所者に対し、生活の向上及び更生のための指導を受ける機会を与えなければならない。</p> <p>2 救護施設は、入所者に対し、その精神的及び身体的条件に応じ、機能を回復し又は機能の減退を防止するための訓練又は作業に参加する機会を与えなければならない。</p> <p>◎保護施設等最低基準（解釈通知） 第4 処遇に関する事項 4 生活指導</p> <p>(1) 基準第16条第1項の規定は、常時必要な指導を行ない得る態勢をとることにより、積極的に利用者の生活の向上及び更生を図ることを趣旨とするものであること。</p> <p>(2) 生活指導に当たっては、管理規程に従うべきことはもちろんであるが、さらに利用者の年齢、性別、性格、生活歴、身体的精神的特性、利用者の日常生活の状況等を考慮して個別的な処遇方針を定めることが適当であること。また、この指導の結果は、利用者の保護の経過指導票に記録しておくこと。</p>	<p>処遇計画 ケース記録 ケース会議録 個別処遇方針検討記録</p>

《 救護施設 》

事 項	内 容	解 説	根 拠 法 令 等	書 類 等
(2) 作業指導	2 入所者の生活を豊かなものとするため、レクリエーション行事等を取り入れること。	(1) 入所者の生活を豊かなものとするため、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜レクリエーション行事を行なわなければならないこと。 (2) 入所者の希望や職員による反省などを反映した上で見直し等を行うこと。	(3) 生活指導に当たっては、いたずらに利用者を強制し、自由を拘束することのないように配慮すべきこと。 (4) 基準第16条第2項に規定する「機能を回復し又は機能の減退を防止するための訓練又は作業」は、身体的機能の維持、回復を主眼とするものであり、更生施設の作業指導の目的とは異なるので、その実施に当たっては十分留意しなければならない。	
	1 全体の処遇方針の中でのその位置づけを明確にすること。	(1) 授産を目的としない施設において、治療・訓練を目的として行う作業指導は、全体の処遇・指導方針の中での位置づけが明確になっていること。 (2) 当該作業は、身体的機能の維持、回復を主眼とするものであり、更生施設の作業指導の目的とは異なるので、その実施に当たっては十分留意しなければならないこと。	◎保護施設等条例 第31条（生活指導等） 5 救護施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜レクリエーション行事を行なわなければならない。 ◎保護施設等条例 第31条（生活指導等） 救護施設は、入所者に対し、生活の向上及び更生のための指導を受ける機会を与えなければならない。 2 救護施設は、入所者に対し、その精神的及び身体的条件に応じ、機能を回復し又は機能の減退を防止するための訓練又は作業に参加する機会を与えなければならない。	作業指導方針
	2 実施計画を作成した上で、これに基づき実施すること。	(1) 入所者の精神的及び身体的条件に応じて、実施計画を作成した上で、これに基づき作業を適切に実施すること。 (2) 消防計画、作業安全対策要綱等により作業指導上の安全について特段の配慮、体制を設けること。 (3) 作業状態を日誌や処遇記録等に適切に記録すること。	◎保護施設等最低基準（解釈通知） 第4 処遇に関する事項 4 生活指導 (4) 基準第16条第2項に規定する「機能を回復し又は機能の減退を防止するための訓練又は作業」は、身体的機能の維持、回復を主眼とするものであり、更生施設の作業指導の目的とは異なるので、その実施に当たっては十分留意しなければならない。	作業指導実施計画書（個別・全体） 作業指導日誌 消防計画 作業安全対策要綱
	3 作業内容、種目等が入所者の個別目標、実態に即したものであること。	作業時間、作業量等が妥当であり、作業従事者の過重な負担とならないこと。あくまでも指導の一環であり、営利目的になってはならないこと。		
	4 収益（収入）の配分は、適正に行うこと。	(1) ケース記録（評価簿）、工賃配分評価基準、配分評価一覧表等により、収益（収入）金の配分等を適正に行うこと。 (2) 原材料費は、施設経理区分において負担すること。		工賃支給規定 工賃配分基準表 工賃支給台帳
	5 作業指導配分金の使用について、適正な指導を行うこと。	個々の入所者の社会的自立につながる有効かつ適切な使用方法を指導すること。		
6 施設内補助作業を行わせる場合は、その目的や位置づけを処遇計	(1) 本来は職員が行う業務であると考えられるが、入所者の健康増進、リハビリ、生活指導の目的により実施されることを鑑み、職員の業務軽減が目的であってはならないこ			

事 項	内 容	解 説	根 拠 法 令 等	書 類 等
	<p>画等に明確にしておくこと。</p>	<p>と。 (2) 作業従事に当たっては、職員の指導、介助があり、強制となってはならないこと。</p>		

《 児童福祉施設（障害児入所施設） 》

事 項	内 容	解 説	根 拠 法 令 等	書 類 等
2 処遇計画等	<p>1 入所者の処遇計画は、利用者の処遇の状況等を勘案し、策定すること。</p> <p>2 入所者の処遇計画は、入所者の処遇の状況等を勘案し、見直しを行わなければならないこと。</p> <p>3 処遇方針の樹立に当たっては、その方法、内容を適切にすること。</p> <p>4 入所者処遇に必要な職員が参加したケース会議を開催すること。</p>	<p>(1) 処遇計画は、日常生活動作能力、心理状態、家族関係及び所内生活態度等についての定期的調査結果及び入所者本人等の希望に基づいて策定すること。</p> <p>(2) 処遇計画は、入所後、適切な時期にケース会議の検討結果等を踏まえた上で策定すること。また、必要に応じて医師、理学療法士等の専門的なアドバイスを得て策定すること。</p> <p>処遇計画は、入所者の処遇の状況等を勘案し、定期的に必要の見直しを行わなければならないこと。</p> <p>(1) 処遇方針の樹立に当たっては、職員個人の判断ではなく、複数の職員による客観的判断に基づくことが必要であること。</p> <p>(2) 入所者の心身障害の状況その他事項を十分に検討し、具体性、実効性のあるものであること。</p> <p>(1) 入所者個別の処遇上の問題を検討し、その解決のための方針等を樹立するため、ケース会議を開催すること。</p> <p>(2) 事例の内容によって、参加すべき職員の範囲も異なってくるが、必要とされる職員を参加させること。 また、施設長も積極的に参加し、処遇面でも職員の指導にあたること。</p>	<p>◎児童福祉施設最低基準 第52条(入所支援計画の作成)</p> <p>福祉型障害児入所施設の長は、児童の保護者及び児童の意向、児童の適性、児童の障害の特性その他の事情を踏まえた計画を作成し、これに基づき児童に対して障害児入所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより児童に対して適切かつ効果的に障害児入所支援を提供しなければならない。</p>	<p>自立支援計画 ケース記録 ケース会議録 個別処遇方針検討記録</p>
3 生活指導等	<p>1 入所者の状況に応じた生活指導や訓練・作業等を実施すること。</p> <p>2 職業指導を行う場合、全体の処遇方針の中でのその位置づけを明確にすること。</p>	<p>職業指導で受け取った金銭の使途は、個々の入所者の社会的自立につながる有効かつ適切な使用方法を指導すること。</p>	<p>◎児童福祉施設最低基準 第50条(生活指導及び学習指導)</p> <p>福祉型障害児入所施設における生活指導は、児童が日常の起居の間に、当該福祉型障害児入所施設を退所した後、できる限り社会に適応するようこれを行わなければならない。</p>	<p>自立支援計画 ケース記録 ケース会議録 個別処遇方針検討記録 職業指導方針</p>

《 児童福祉施設（障害児入所施設） 》

事 項	内 容	解 説	根 拠 法 令 等	書 類 等
	<p>3 職業指導で受け取った金銭の使途について適正な指導を行うこと。</p> <p>4 入所者の生活を豊かなものとするため、レクリエーション行事等を取り入れること。</p> <p>5 関係機関と密接に連携して自立支援に向けた支援を行うこと。</p> <p>6 自動車を運行する場合は、児童の所在の確認を行うこと。</p>	<p>(1) 入所者の生活を豊かなものとするため、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜レクリエーション行事を行わなければならないこと。</p> <p>(2) 入所者の希望や職員による反省などを反映した上で見直し等を行うこと。</p> <p>福祉型障害児入所施設においては、児童の保護者に児童の性質及び能力を説明するとともに、児童の通学する学校及び必要に応じ当該児童を取り扱った児童福祉司又は児童委員と常に密接な連絡をとり、児童の生活指導及び職業指導につき、その協力を求めなければならないこと。</p> <p>福祉型障害児入所施設においては、児童の施設外での活動等のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握できる方法による所在の確認を行わなければならないこと。</p>	<p>◎児童福祉施設最低基準 第51条(職業指導を行うに当たって遵守すべき事項) 福祉型障害児入所施設における職業指導は、児童の適性に応じ、児童が将来できる限り健全な社会生活を営むことができるようこれを行わなければならない。 2 前項に規定するほか、福祉型障害児入所施設における職業指導については、第四十五条第三項の規定を準用する。</p> <p>◎指定障害児入所施設最低基準 第27条(社会生活上の便宜の供与等) 指定福祉型障害児入所施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜障害児のためのレクリエーション行事を行わなければならない。 2 指定福祉型障害児入所施設は、障害児が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、当該障害児又はその家族が行うことが困難である場合は、入所給付決定保護者の同意を得て代わって行わなければならない。 3 指定福祉型障害児入所施設は、常に障害児の家族との連携を図るとともに、障害児とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。</p> <p>◎児童福祉施設最低基準 第54条(保護者等との連絡) 福祉型障害児入所施設の長は、児童の保護者に児童の性質及び能力を説明するとともに、児童の通学する学校及び必要に応じ当該児童を取り扱った児童福祉司又は児童委員と常に密接な連絡をとり、児童の生活指導、学習指導及び職業指導につき、その協力を求めなければならない。</p> <p>◎児童福祉施設最低基準 第6条の4(自動車を運行する場合の所在の確認) 児童福祉施設は、児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しなければならない。 2 保育所及び児童発達支援センターは、児童の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(児童の降車の際に限る。)を行わなければならない。</p>	

《 老人福祉施設 》

事 項	内 容	解 説	根 拠 法 令 等	書 類 等
2 処遇計画等	1 入所者の処遇計画は、利用者の処遇の状況等を勘案し、策定すること。	<p>(1) 処遇計画は、日常生活動作能力、心理状態、家族関係及び所内生活態度等についての定期的調査結果及び入所者本人等の希望に基づいて策定すること。</p> <p>(2) 処遇計画は、入所後、適切な時期にケース会議の検討結果等を踏まえた上で策定すること。また、必要に応じて医師、理学療法士等の専門的なアドバイスを得て策定すること。</p> <p>(3) 処遇計画の作成及びその実施に当たってはいたずらにこれを入所者に強制することとならないように留意すること。</p> <p>(4) 処遇計画の内容には、当該施設の行事及び日課等も含むこと。</p> <p>(5) 特別養護老人ホームにおける処遇計画は、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）第12条に定める「施設サービス計画」と同様のもの差支えないこと。</p> <p>(6) 養護老人ホーム等における処遇計画の作成に当たり入所者が指定居宅サービス等を利用している場合、居宅介護支援事業者の介護支援専門員が作成する居宅介護支援計画又は地域包括支援センターの職員が作成する介護予防支援計画の内容について留意すること。</p>	<p>◎特別養護老人ホーム最低基準 第14条（入所者処遇に関する計画）</p> <p>特別養護老人ホームは、入所者について、その心身の状況、その置かれている環境、その者及びその家族の希望等を勘案し、その者の同意を得て、その者の処遇に関する計画を作成しなければならない。</p> <p>2 特別養護老人ホームは、入所者の処遇に関する計画について、入所者の処遇の状況等を勘案し、必要な見直しを行わなければならない。</p> <p>◎養護老人ホーム最低基準 第15条（処遇計画）</p> <p>2 生活相談員は、入所者について、その心身の状況、その置かれている環境、その者及びその家族の希望等を勘案し、他の職員と協議の上、その者の処遇計画を作成しなければならない。</p> <p>3 生活相談員は、処遇計画について、入所者の処遇の状況等を勘案し、必要な見直しを行わなければならない。</p> <p>◎特別養護老人ホーム最低基準（解釈通知） 第4 処遇に関する事項</p> <p>2 入所者の処遇に関する計画（基準第14条）</p> <p>(1) 入所者の処遇に関する計画（以下「処遇計画」という。）の作成及びその実施に当たっては、いたずらにこれを入所者に強制することとならないように留意するものとする。</p> <p>(2) 当該処遇計画の内容には、当該施設の行事及び日課等も含むものである。</p> <p>(3) 当該処遇計画は、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）第12条に定める「施設サービス計画」と同様のもの差支えない。</p> <p>◎養護老人ホームの最低基準（解釈通知） 第5 処遇に関する事項</p> <p>2 入所者の処遇に関する計画（基準第15条）</p> <p>(1) 入所者の処遇に関する計画（以下「処遇計画」という。）の作成及びその実施に当たっては、いたずらにこれを入所者に強制することとならないように留意すること。</p> <p>(2) 当該処遇計画の作成に当たり、入所者が指定居宅サービス等（介護保険法第8条第21項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。）を利用している場合は、居宅介護支援事業者の介護支援専門員が作成する居宅介護支援計画又は地域包括支援センターの職員が作成する介護予防支援計画の内容について留意すること。</p> <p>また、入所者が特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護のサービスを受けている場合には、特定施設の計画作成担当者が作成する特定施設サービス計画の内容について留意すること。</p> <p>(3) 当該処遇計画の内容には、当該施設の行事及び日課等も含むものであること。</p> <p>(4) 養護老人ホームの特性に沿った処遇計画の在り方については、今後、研究を行う必要があるが、当分の間、当該処遇計画は、「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」等を参考に作成するものとし、入所者の個別支援に資する適切な手法により行うこと。</p>	<p>処遇計画 ケース記録 ケース会議録</p>

《 老人福祉施設 》

事 項	内 容	解 説	根 拠 法 令 等	書 類 等
	<p>2 入所者の処遇計画は、入所者の処遇の状況等を勘案し、見直しを行わなければならないこと。</p> <p>3 入所者処遇に必要な職員が参加したケース会議を開催すること。</p>	<p>処遇計画は、入所者の処遇の状況等を勘案し、必要な見直しを行わなければならないこと。</p> <p>(1) 入所者個別の処遇上の問題を検討し、その解決のための方針等を樹立するため、ケース会議を開催すること。</p> <p>(2) 事例の内容によって、参加すべき職員の範囲も異なってくるが、必要とされる職員を参加させること。</p> <p>また、施設長も積極的に参加し、処遇面でも職員の指導にあたること。</p>	<p>◎指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第39号） 第12条</p> <p>指定介護老人福祉施設の管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。</p> <p>2 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下、「計画担当課以後支援専門員」という）は、施設サービス計画の作成に当たっては、入所者の日常生活全般を支援する観点から、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて施設サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。</p> <p>3 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入所者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える問題点を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。</p> <p>4 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、入所者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入所者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。</p> <p>5 計画担当介護支援専門員は、入所者の希望及び入所者についてのアセスメントの結果に基づき、入所者の家族の希望を勘案して、入所者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、指定介護福祉施設サービスの目標及びその達成時期、指定介護福祉施設サービスの内容、指定介護福祉施設サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成しなければならない。</p> <p>6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に当たる他の担当者（以下この条において「担当者」という）を召集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。</p> <p>7 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案の内容について入所者又はその家族に対して説明し、文書により入所者の同意を得なければならない。</p> <p>8 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画を作成した際には、当該施設サービス計画を入所者に交付しなければならない。</p> <p>9 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後、施設サービス計画の実施状況の把握（入所者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行うものとする。</p> <p>10 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、入所者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。</p> <p>一 定期的に入所者に面接すること。</p> <p>二 定期的にモニタリングの結果を記録すること。</p> <p>11 計画担当介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。</p>	<p>施設サービス計画 アセスメント票 モニタリング票</p>

《 老人福祉施設 》

事 項	内 容	解 説	根 拠 法 令 等	書 類 等
3 処遇方針等	<p>1 入所者の心身の状況に応じて、その者の処遇を妥当適切に行うこと。</p> <p>2 入所者の心身の状況に応じて、その者の機能訓練を適切に行うこと。</p>	<p>(1) 特別養護老人ホームにおいては、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等に応じて、その者の処遇を妥当適切に行わなければならないこと。</p> <p>(2) 養護老人ホームにおいては、入所者が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、その心身の状況等に応じて、社会復帰の促進及び自立のために必要な指導及び訓練その他の援助を妥当適切に行わなければならないこと。</p> <p>(3) 入所者の処遇に関する計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して、行わなければならないこと。</p> <p>(4) 入所者の処遇に当たっては、懇切丁寧に行うこと。</p> <p>(5) 入所者又はその家族に対して処遇上必要な事項について理解しやすいように説明を行わなければならないこと。</p> <p>(1) 特別養護老人ホームにおいては、入所者の心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行わなければならないこと。 また、機能訓練は、機能訓練室における機能訓練に限るものではなく、日常生活の中での機能訓練やレクリエーション、行事の実施等を通じた機能訓練を含むものであること。</p> <p>(2) 養護老人ホームにおいては、入所者の処遇計画に基づき、自立した日常生活を営むために必要な指導及び訓練その他の援助を行わなければならないこと。 また、入所者の生活意欲の増進等を図るため、その身体的、精神的条件に応じた減退機能の回復訓練又は機能減退防止のための訓練に、つねに参加できるようにその機会を与えるとともに、日常生活及びレクリエーション行事の実施等に当たっても、その効果を配慮すること。</p>	<p>一 入所者が法第28条第2項に規定する要介護更新認定を受けた場合 二 入所者が法第29条第1項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合 1 2 第2項から第8項までの規定は、第9項に規定する施設サービス計画の変更について準用する。</p> <p>◎特別養護老人ホーム最低基準 第15条（処遇の方針） 特別養護老人ホームは、入所者について、その者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等に応じて、その者の処遇を妥当適切に行わなければならない。 2 入所者の処遇は、入所者の処遇に関する計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して、行わなければならない。 3 特別養護老人ホームの職員は、入所者の処遇に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。</p> <p>◎養護老人ホーム最低基準 第16条（処遇の方針） 養護老人ホームは、入所者について、その者が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、その心身の状況等に応じて、社会復帰の促進及び自立のために必要な指導及び訓練その他の援助を妥当適切に行わなければならない。 2 入所者の処遇は、処遇計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して、行わなければならない。 3 養護老人ホームの職員は、入所者の処遇に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。</p> <p>◎特別養護老人ホーム最低基準 第20条（機能訓練） 特別養護老人ホームは、入所者に対し、その心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行わなければならない。</p> <p>◎養護老人ホーム最低基準 第18条（生活相談等） 2 養護老人ホームは、入所者に対し、処遇計画に基づき、自立した日常生活を営むために必要な指導及び訓練その他の援助を行わなければならない。</p> <p>◎特別養護老人ホーム最低基準（解釈通知） 第4 処遇に関する事項 8 機能訓練（基準第20条） 基準第20条に定める機能訓練は、機能訓練室における機能訓練に限るものではなく、日常生活の中での機能訓練やレクリエーション、行事の実施等を通じた機能訓練を含むものであり、これらについても十分に配慮しなければならない。</p> <p>◎養護老人ホーム最低基準（解釈通知） 第5 処遇に関する事項 5 生活相談等（基準第18条） (5) 養護老人ホームは、入所者の生活意欲の増進等を図るため、その身体的、精神的条件に応じた減退機能の回復訓練又は機能減退防止のための訓練に、つねに参加できるようにその機会を与えるとともに、日常生活及びレクリエーション行事の実施等に当たっ</p>	<p>処遇計画 ケース記録 ケース会議録</p>

《 老人福祉施設 》

事 項	内 容	解 説	根 拠 法 令 等	書 類 等
	<p>3 入所者の生活を豊かなものとするため、レクリエーション行事等を取り入れること。</p>	<p>(1) 入所者の生活を豊かなものとするため、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜レクリエーション行事を行わなければならないこと。 (2) 入所者の希望や職員による反省などを反映した上で見直し等を行うこと。</p>	<p>ても、その効果を配慮すること。</p> <p>◎特別養護老人ホーム最低基準 第19条（社会生活上の便宜の提供等） 特別養護老人ホームは、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜入所者のためのレクリエーション行事を行わなければならない。</p> <p>◎養護老人ホーム最低基準 第18条（生活相談等） 8 養護老人ホームは、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜レクリエーション行事を行わなければならない。</p> <p>◎軽費老人ホーム最低基準 第19条（生活相談等） 6 軽費老人ホームは、入所者からの要望を考慮し、適宜レクリエーション行事を実施するよう努めなければならない。</p> <p>◎特別養護老人ホーム最低基準（解釈通知） 第4 処遇に関する事項 7 社会生活上の便宜の提供等（基準第19条） (1) 基準第19条第1項は特別養護老人ホームが画一的なサービスを提供するのではなく、入所者が自らの趣味又は嗜好に応じた活動を通じた充実した日常生活を送ることができるよう努めることとしたものである。</p> <p>◎養護老人ホーム最低基準（解釈通知） 第5 処遇に関する事項 5 生活相談等（基準第18条） (5) 養護老人ホームは、入所者の生活意欲の増進等を図るため、その身体的、精神的条件に応じた減退機能の回復訓練又は機能減退防止のための訓練に、つねに参加できるようにその機会を与えるとともに、日常生活及びレクリエーション行事の実施等に当たっても、その効果を配慮すること。</p>	<p>行事計画書 行事報告書</p>

《 障害福祉施設 》

事 項	内 容	解 説	根 拠 法 令 等	書 類 等
2 処遇計画等	<p>1 利用者のサービス計画は、利用者の状況等を勘案し、作成すること。</p> <p>2 利用者のサービス計画は、担当者等が参加する会議を開催し、作成すること。</p> <p>3 利用者のサービス計画は、定期的に見直しを行うこと。</p>	<p>(1) 施設障害福祉サービス計画は、利用者の置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じ、利用者の希望する生活や課題等の把握の上、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう作成すること。</p> <p>(2) アセスメントに当たっては、利用者に面接して行わなければならない。</p> <p>サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議を開催し、施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めた上で作成すること。</p> <p>サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成後、施設障害福祉サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、施設障害福祉サービス計画の見直しを行うこと。</p>	<p>◎障害者支援施設最低基準 第18条(施設障害福祉サービス計画の作成等)</p> <p>障害者支援施設の施設長は、サービス管理責任者に施設障害福祉サービスに係る個別支援計画(以下「施設障害福祉サービス計画」という。)の作成に関する業務を担当させるものとする。</p> <p>2 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握(以下「アセスメント」という。)を行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、第十九条の三第一項の地域移行等意向確認担当者(以下「地域移行等意向確認担当者」という。)が把握した利用者の地域生活への移行に関する意向等を踏まえるものとする。</p> <p>3 アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。</p> <p>4 アセスメントに当たっては、利用者に面接して行わなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得なければならない。</p> <p>5 サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、施設障害福祉サービスごとの目標及びその達成時期、施設障害福祉サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設障害福祉サービス計画の原案を作成しなければならない。この場合において、当該障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービス以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて施設障害福祉サービス計画の原案に位置付けるように努めなければならない。</p> <p>6 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議(利用者及び当該利用者に対する施設障害福祉サービス等の提供に当たる担当者等(地域移行等意向確認担当者を含む。)を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)を開催し、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに、前項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めるものとする。</p> <p>7 サービス管理責任者は、第五項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。</p> <p>8 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画を作成した際には、当該施設障害福祉サービス計画を利用者及び当該利用者に対して指定計画相談支援(法第五十一条の十七第二項に規定する指定計画相談支援をいう。)を行う者に交付しなければならない。</p> <p>9 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成後、施設障害福祉サービス計画の実施状況の把握(利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。)を行うとともに、少なくとも六月に一回以上、施設障害福祉サービス計画の見直しを行い、必要に応じて、施設障害福祉サービス計画の変更を行うものとする。</p>	<p>個別支援計画 ケース記録 ケース会議録 アセスメント票 モニタリング票</p>

《 障害福祉施設 》

事 項	内 容	解 説	根 拠 法 令 等	書 類 等
<p>3 処遇方針等 (1) 支援方針等</p>	<p>1 利用者の心身の状況に応じて、その者の支援を適切に行うこと。</p> <p>2 利用者の心身の状況に応じて、その者の訓練等を適切に行うこと。</p> <p>3 利用者の生活を豊かなものとするため、レクリエーション行事等を取り入れること。</p>	<p>(1) 利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行わなければならないこと。</p> <p>(2) 利用者の施設支援計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して、行わなければならないこと。</p> <p>(3) 利用者の支援に当たっては、懇切丁寧に行うこと。</p> <p>(4) 利用者に対して支援上必要な事項について理解しやすいように説明を行わなければならないこと。</p> <p>(1) 利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって訓練を行わなければならないこと。</p> <p>(2) 利用者に対し、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の心身の特性に応じた必要な訓練を行わなければならないこと。</p> <p>(1) 利用者の生活を豊かなものとするため、適宜レクリエーション行事を行わなければならないこと。</p> <p>(2) 利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行うこと。</p> <p>(3) 常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めること。</p>	<p>10 サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等と連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。</p> <p>一 定期的に利用者面接すること。</p> <p>二 定期的にモニタリングの結果を記録すること。</p> <p>11 第二項から第八項までの規定は、第九項に規定する施設障害福祉サービス計画の変更について準用する。</p> <p>◎障害者支援施設最低基準 第17条(施設障害福祉サービスの取扱方針)</p> <p>障害者支援施設は、次条第1項に規定する施設障害福祉サービス計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、施設障害福祉サービスの提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。</p> <p>2 障害者支援施設の職員は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。</p> <p>◎障害者支援施設最低基準 第22条(訓練)</p> <p>障害者支援施設は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって訓練を行わなければならない。</p> <p>2 障害者支援施設は、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援又は就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者に対し、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の心身の特性に応じた必要な訓練を行わなければならない。</p> <p>3 障害者支援施設は、常時一人以上の職員を訓練に従事させなければならない。</p> <p>4 障害者支援施設は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該障害者支援施設の職員以外の者による訓練を受けさせてはならない。</p> <p>◎障害者支援施設最低基準 第30条(社会生活上の便宜の供与等)</p> <p>障害者支援施設は、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努めなければならない。</p> <p>2 障害者支援施設は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行わなければならない。</p> <p>3 障害者支援施設は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。</p> <p>◎障害者支援施設最低基準 第23条(生産活動)</p> <p>障害者支援施設は、生活介護又は就労移行支援における生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うように努めなければならない。</p>	<p>個別支援計画 ケース記録 ケース会議録</p>
<p>(2) 生産活動の状況</p>	<p>1 生産活動に当たって、地域の実情等を考慮すること。</p>	<p>(1) 生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うように努めること。</p>	<p>◎障害者支援施設最低基準 第23条(生産活動)</p> <p>障害者支援施設は、生活介護又は就労移行支援における生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うように努めなければならない。</p>	<p>事業計画書 事業報告書 予算書 決算書</p>

《 障害福祉施設 》

事 項	内 容	解 説	根 拠 法 令 等	書 類 等
	<p>2 実施計画を作成した上で、これに基づき実施すること。</p> <p>3 就業条件は、従事者の身体的、精神的条件等を配慮した適正なものであること。</p> <p>4 工賃の配分、支払は適正であること。</p>	<p>(2) 生産活動に従事する者の作業時間、作業量等がその者に過重な負担とならないように配慮すること。</p> <p>(3) 生産活動の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行うこと。</p> <p>(4) 防塵設備又は消火設備の設置等生産活動を安全に行うために必要かつ適切な措置を講じること。</p> <p>(1) 生産活動に従事する者の作業時間は、身体的、精神的条件に配慮して妥当なものであること。</p> <p>(2) 作業量等が妥当であり、従事者の過重な負担とならないこと。ノルマを課し、精神的な負担を与えないこと。</p> <p>(1) 生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならないこと。</p> <p>(2) 利用者それぞれに対し支払われる1月当たりの工賃の平均額を、3千円を下回るものとしてはならないこと。</p> <p>(3) 工賃の水準を高めるよう努めなければならないこと。</p> <p>(4) 工賃の平均額を利用者に通知するとともに、都道府県に報告しなければならないこと。</p>	<p>2 障害者支援施設は、生活介護又は就労移行支援における生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動に従事する者の作業時間、作業量等がその者に過重な負担とならないように配慮しなければならない。</p> <p>3 障害者支援施設は、生活介護又は就労移行支援における生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行わなければならない。</p> <p>4 障害者支援施設は、生活介護又は就労移行支援における生産活動の機会の提供に当たっては、防塵設備又は消火設備の設置等生産活動を安全に行うために必要かつ適切な措置を講じなければならない。</p> <p>◎障害者支援施設最低基準 第24条(工賃の支払等)</p> <p>障害者支援施設は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型において行われる生産活動に従事している者に、当該生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型ごとに、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。</p> <p>2 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、前項の規定により利用者それぞれに対し支払われる1月当たりの工賃の平均額(第四項において「工賃の平均額」という。)を、3千円を下回るものとしてはならない。</p> <p>3 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、工賃の水準を高めるよう努めなければならない。</p> <p>4 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、年度ごとに、工賃の目標水準を設定し、当該工賃の目標水準及び前年度に利用者それぞれに対し支払われた工賃の平均額を利用者に通知するとともに、都道府県に報告しなければならない。</p>	<p>個別処遇方針 作業規定 作業日誌</p> <p>作業日誌 工賃支給規定 工賃配分基準表 工賃支給台帳</p>

《 共通 》(以下同じ)

事 項	内 容	解 説	根 拠 法 令 等	書 類 等
4 処遇記録等	<p>利用者の処遇計画やケース記録等を整備し、適切に管理すること。</p>	<p>(1) 利用者のケース記録を整備することが必要であり、フェースシート、開始記録、経過記録、終結記録を明確に記載すること。</p> <p>(2) フェースシートには少なくとも次の項目が具備されていること。</p> <p>ア 身体の状態（ADLを含む）</p> <p>イ 疾病の有無（既往症を含む）</p> <p>ウ 経済的条件（年金等受給の状況、仕送り等の状況）</p> <p>エ 家族等の状況（緊急連絡先等を含む）</p> <p>オ 利用前の利用者の生活歴</p> <p>カ 利用理由（措置関係機関からの連絡事項を含む）</p> <p>(3) 開始記録には、利用理由のほか利用者の状況として次の点が把握されていること。</p> <p>ア 利用時の利用者の（心理）状況</p> <p>イ 利用者の自意識、施設生活に対する意識等</p> <p>ウ 当面の個別処遇方針</p> <p>(4) 担当者のほか、責任者（主任指導員、施設長）へも回覧し、検印のみならず、必要に応じて処遇上の助言等を記録すること。</p> <p>(5) ケース会議の結果を記載し、処遇の総括に基づいて処遇方針の見直しを図ること。</p> <p>(6) 施設障害福祉サービス計画、身体拘束等の記録、苦情の内容等の記録、事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録は、5年間保存すること。</p>	<p>◎保護施設等条例 第15条（記録の整備）</p> <p>2 保護施設等は、利用者の処遇の状況に関する次に掲げる記録を整備、当該記録を作成した日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 第25条第2項に規定する処遇計画、第36条第1項に規定する更生計画及び第43条(第52条において準用する場合を含む。)に規定する計画</p> <p>(2) 具体的な処遇の内容等の記録</p> <p>(3) 第10条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(4) 第11条第3項の規定による事故の状況及び当該事故に際して講じた措置についての記録</p> <p>(5) 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>◎特別養護老人ホーム最低基準 第9条（記録の整備）</p> <p>2 特別養護老人ホームは、入所者の処遇の状況に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>1 入所者の処遇に関する計画</p> <p>2 行った具体的な処遇の内容等の記録</p> <p>3 第15条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>4 第29条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>5 第31条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>◎養護老人ホーム最低基準 第9条（記録の整備）</p> <p>2 養護老人ホームは、入所者の処遇の状況に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>1 処遇計画</p> <p>2 行った具体的な処遇の内容等の記録</p> <p>3 第16条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>4 第27条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>5 第29条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>◎軽費老人ホーム最低基準 第9条（記録の整備）</p> <p>2 軽費老人ホームは、入所者に提供するサービスの状況に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>1 施設の目的及び運営の方針</p> <p>2 提供した具体的サービスの内容等の記録</p> <p>3 第17条第3項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>4 第31条第2項の苦情の内容等の記録</p> <p>5 第33条第2項の事故の状況及び事故に際して採った処置についての同条第3項の記録</p> <p>◎障害者支援施設最低基準 第8条（記録の整備）</p> <p>2 障害者支援施設は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供に関する次の各号に</p>	

事項	内容	解説	根拠法令等	書類等
5 日常生活上の 処遇の実施状況	<p>1 利用者の人格に十分配慮し、自立の支援や日常生活の充実に資するような処遇を行うこと。</p> <p>2 入浴は、入所者の心身の状況等を踏まえて、適切な方法により実施すること。</p>	<p>(1) 介護の提供に当たっては、入所者の人格に十分配慮し、処遇計画の目標等を念頭において行うことが基本であること。</p> <p>(2) 入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入所者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって行うこと。</p> <p>(3) 自立している機能の低下が起きないようにするとともに残存機能の維持向上が図られるよう適切な技術をもって介護を提供し、又は必要な支援を行うこと。</p> <p>(1) 1週間に2回以上、入所者を入浴又は清しきさせること。 なお、ケアハウスにおいては、隔日以上頻度で入浴の準備を行い、入浴の準備を行わない日であってもシャワーが使用できるよう努めること。</p> <p>(2) 入浴は、入所者の心身の状況や自立支援を踏まえて、適切な方法により実施すること。</p> <p>(3) 入浴に当たっては、事前に健康管理を行い、入浴することが困難な場合は、清しきを実施するなど入所者の清潔保持に努めること。</p> <p>(4) 特別養護老人ホーム等においては、特別浴槽を設けること。</p>	<p>掲げる記録を整備し、当該施設障害福祉サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。</p> <p>1 第18条第一項に規定する施設障害福祉サービス計画 2 第39条第二項に規定する身体拘束等の記録 3 第41条第二項に規定する苦情の内容等の記録 4 第43条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>◎児童福祉最低基準 第14条 児童福祉施設には、職員、財産、収支及び入所している者の処遇の状況を明らかにする帳票を整備しておかなければならない。</p> <p>◎特別養護老人ホーム最低基準 第16条（介護） 介護は、入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入所者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって行われなければならない。</p> <p>◎特別養護老人ホーム最低基準（解釈通知） 第4 処遇に関する事項 4 介護（基準第16条） (1) 介護の提供に当たっては、入所者の人格に十分配慮し、処遇計画の目標等を念頭において行うことが基本であり、自立している機能の低下が起きないようにするとともに残存機能の維持向上が図られるよう適切な技術をもって介護を提供し、又は必要な支援を行うものとする。</p> <p>◎保護施設等条例 第31条（生活指導等） 4 救護施設は、1週間に2回以上、入所者を入浴させ、又は清しきしなければならない。</p> <p>◎児童福祉施設条例 第14条 3 児童福祉施設（助産施設、保育所及び児童厚生施設を除く。）は、入所者の希望等を勘案し、清潔を維持することができるよう適切に入所者を入浴させ、又は清しきしなければならない。</p> <p>◎障害者支援施設最低基準 第21条（介護） 2 障害者支援施設は、施設入所支援の提供に当たっては、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清しきしなければならない。</p> <p>◎特別養護老人ホーム最低基準 第16条（介護） 2 特別養護老人ホームは、1週間に2回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清しきしなければならない。</p> <p>◎特別養護老人ホーム最低基準（解釈通知） 第4 処遇に関する事項 4 介護（基準第16条） (2) 入浴は、入所者の心身の状況や自立支援を踏まえて、適切な方法により実施するものとする。 なお、入浴の実施に当たっては、事前に健康管理を行い、入浴することが困難な場合は、清しきを実施するなど入所者の清潔保持に努めること。</p> <p>◎軽費老人ホーム最低基準 第19条（生活相談等） 5 軽費老人ホームは、2日に1回以上の頻度で入浴の機会を提供する等の適切な方法に</p>	業務日誌 ケース記録

事 項	内 容	解 説	根 拠 法 令 等	書 類 等
	3 排せつの介護は、入所者の心身の状況等を踏まえて、適切な方法により実施すること。	(1) 排せつの介護は、入所者の心身の状況や排せつ状況などをと、自立支援の観点から、トイレ誘導や排せつ介助等について適切な方法により実施すること。 (2) 衝立、カーテンを活用するなど入所者の心情に配慮すること。	より、入所者の清潔の保持に努めなければならない。 ※軽費老人ホームA型も準用される。 ◎特別養護老人ホーム最低基準 第16条（介護） 3 特別養護老人ホームは、入所者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。 ◎特別養護老人ホーム最低基準（解釈通知） 第4 処遇に関する事項 4 介護（基準第16条） (3) 排せつの介護は、入所者の心身の状況や排せつ状況などをと、自立支援の観点から、トイレ誘導や排せつ介助等について適切な方法により実施するものとする。	
	4 入所者がおむつを使用せざるを得ない場合、適切に取り替えること。	(1) 入所者がおむつを使用せざるを得ない場合は、その心身及び活動の状況に適したおむつを提供すること。 (2) おむつ交換は、頻繁に行えばよいということではなく、入所者の排せつ状況を踏まえて実施すること。 (3) 衝立、カーテンを活用するなど入所者の心情に配慮すること。	◎特別養護老人ホーム最低基準 第16条（介護） 4 特別養護老人ホームは、おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取り替えなければならない。 ◎特別養護老人ホーム最低基準（解釈通知） 第4 処遇に関する事項 4 介護（基準第16条） (4) 入所者がおむつを使用せざるを得ない場合には、その心身及び活動の状況に適したおむつを提供するとともに、おむつ交換は、頻繁に行えばよいということではなく、入所者の排せつ状況を踏まえて実施するものとする。	ケース記録
	5 入所者に褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うこと。	(1) 入所者に褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備すること (2) 介護職員等が褥瘡に関する基礎的知識を有し、日常的なケアにおいて配慮すること。	◎特別養護老人ホーム最低基準 第16条（介護） 5 特別養護老人ホームは、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。 ◎特別養護老人ホーム最低基準（解釈通知） 第4 処遇に関する事項 4 介護（基準第16条） (5) 「特別養護老人ホームは、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。」とは、施設において褥瘡の予防のための体制を整備するとともに、介護職員等が褥瘡に関する基礎的知識を有し、日常的なケアにおいて配慮することにより、褥瘡発生の予防効果を向上させることを想定している。例えば、次のようなことが考えられる。 イ 当該施設における褥瘡のハイリスク者（日常生活自立度が低い入所者等）に対し、褥瘡予防のための計画の作成、実践並びに評価をする。 ロ 当該施設において、専任の施設内褥瘡予防対策を担当する者（看護師が望ましい。）を決めておく。 ハ 医師、看護職員、介護職員、栄養士等からなる褥瘡対策チームを設置する。 ニ 当該施設における褥瘡対策のための指針を整備する。 ホ 介護職員等に対し、褥瘡対策に関する施設内職員継続教育を実施する。 また、施設外の専門家による相談、指導を積極的に活用することが望ましい。	ケース記録

事 項	内 容	解 説	根 拠 法 令 等	書 類 等
	<p>6 入所者に対し、離床、着替え、整容等の介護を適切に行うこと。</p> <p>7 入所者の使用する設備等については、衛生的な管理に努めること。</p>	<p>(1) 施設は入所者にとって生活の場であることから、通常の1日の生活の流れに沿って、離床、着替え、整容など入所者の心身の状況に応じた日常生活上の世話を適切に行うこと。</p> <p>(2) おおむね月1回以上、理髪の機会を確保すること。</p> <p>入所者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努めること。</p> <p>ア 調理及び配膳に伴う衛生は、食品衛生法等関係法規に準じて行うこと</p> <p>イ 常に施設内外を清潔に保つとともに、毎年1回以上大掃除を行うこと</p> <p>ウ 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求め、常に密接な連携を保つこと</p> <p>エ 調理従事者の検便を定期的に行うこと</p> <p>オ 空調設備等により施設内の適温の確保に努めることなど</p>	<p>◎特別養護老人ホーム最低基準 第16条（介護）</p> <p>6 特別養護老人ホームは、入所者に対し、前各項に規定するもののほか、離床、着替え、整容等の介護を適切に行わなければならない。</p> <p>◎特別養護老人ホーム最低基準（解釈通知） 第4 処遇に関する事項</p> <p>4 介護（基準第16条）</p> <p>(6) 特別養護老人ホームは、入所者にとって生活の場であることから、通常の1日の生活の流れに沿って、離床、着替え、整容など入所者の心身の状況に応じた日常生活上の世話を適切に行うものとする。</p> <p>◎保護施設等条例 第29条（衛生管理等）</p> <p>救護施設は、入所者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品、衛生材料及び医療機械器具の管理を適正に行わなければならない。</p> <p>◎児童福祉施設最低基準 第10条</p> <p>児童福祉施設は、入所者の使用する設備、食器等及び飲用に供する水については、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じなければならない。</p> <p>◎特別養護老人ホーム最低基準 第26条（衛生管理等）</p> <p>特別養護老人ホームは、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。</p> <p>◎特別養護老人ホーム最低基準（解釈通知） 第4 処遇に関する事項</p> <p>12 衛生管理等（基準第26条）</p> <p>(1) 基準第26条第1項は、特別養護老人ホームの必要最低限の衛生管理等を規定したものであるが、このほか、次の点に留意するものとする。</p> <p>① 調理及び配膳に伴う衛生は、食品衛生法等関係法規に準じて行わなければならない。</p> <p>なお、食事の提供に使用する食器等の消毒も適正に行わなければならない。</p> <p>② 水道法の適用されない小規模の水道についても、市営水道、専用水道等の場合と同様、水質検査、塩素消毒法等衛生上必要な措置を講ずること。</p> <p>③ 常に施設内外を清潔に保つとともに、毎年1回以上大掃除を行うこと。</p> <p>④ 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこと。</p> <p>⑤ 特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講ずること。</p> <p>⑤ 定期的に、調理に従事する者の検便を行うこと。</p> <p>⑥ 空調設備等により施設内の適温の確保に努めること。</p>	

事項	内容	解説	根拠法令等	書類等
	<p>8 感染症及び食中毒の予防やまん延を防止するための指針を整備すること。</p> <p>9 感染症及び食中毒の予防やまん延を防止するための委員会を定期的に行うこと。</p> <p>10 感染症及び食中毒の予防やまん延を防止するための職員の研修等を定期的に行うこと。</p>	<p>(1) 平常時の対策や発生時の対応を規定した「感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針」を整備すること。(障害者福祉施設等は、令和6年3月31日までは努力義務)</p> <p>(2) 平常時の対策は、次の内容を盛り込むこと。 ア 施設内の衛生管理(環境の整備、排泄物の処理、血液・体液等の処理等) イ 日常のケアにかかる感染対策(標準的な予防法(例えば、血液・体液・分泌物・排泄物(便)などに触れるとき、傷や創傷皮膚に触れるときのようにするかなどの取り決め) ウ 手洗いの基本 エ 早期発見のための日常の観察項目 等</p> <p>(3) 発生時の対応は、次の内容を盛り込むこと。 ア 発生状況の把握 イ 感染拡大の防止 ウ 医療機関や保健所、市町村における施設関係課等の関係機関との連携、医療処置、行政への報告 等</p> <p>(4) 発生時における施設内の連絡体制や関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要であること。</p> <p>(1) 感染対策委員会は、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会であり、幅広い職種により構成すること。</p> <p>(2) 構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の感染対策を担当する者を決めておくことが必要であること。</p> <p>(3) 感染対策委員会は、運営委員会など施設内の他の委員会と独立して設置・運営することが必要であること。また、責任者は看護師であることが望ましいこと。</p> <p>(4) 委員会の検討結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図ること。</p> <p>(1) 研修の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、「感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針」に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとする。</p> <p>(2) 職員教育を組織的に徹底させていくためには、指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育(年2回以上)を開催することが必要であり、新規採用時には必ず感染対策研修を実施することが重要であること。</p>	<p>◎保護施設等条例 第29条(衛生管理等)</p> <p>2 救護施設は、当該救護施設において感染症及び食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 当該救護施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うものを含む。)をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。</p> <p>(2) 当該救護施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>(3) 当該救護施設において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。</p> <p>◎児童福祉施設最低基準 第10条</p> <p>◎障害者支援施設最低基準 第45条第2項</p> <p>2 指定障害者支援施設等は、当該指定障害者支援施設等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 当該指定障害者支援施設等における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>二 当該指定障害者支援施設等における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>三 当該指定障害者支援施設等において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。</p> <p>◎特別養護老人ホーム最低基準 第26条(衛生管理等)</p> <p>2 特別養護老人ホームは、当該特別養護老人ホームにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 当該特別養護老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図ること。</p> <p>二 当該特別養護老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>三 当該特別養護老人ホームにおいて、介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。</p> <p>四 前3号に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。</p>	<p>感染症予防指針 委員会報告書 研修報告書</p>

事 項	内 容	解 説	根 拠 法 令 等	書 類 等
	<p>1 1 感染症及び食中毒が発生した場合、速やかに関係機関に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずること。</p>	<p>また、調理や清掃などの業務を委託する場合は、委託を受けて行う者に対しても、指針が周知されるようにする必要があります。</p> <p>(3) 感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること（令和6年3月31日までは努力義務）。</p> <p>(1) 入所者の処遇により感染症及び食中毒が発生した場合、速やかに市や入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならないこと。</p> <p>(2) 感染症等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、発生に際して採った処置について必ず記録を残しておくこと。</p> <p>(3) 感染症等の発生時の状況等を分析し、感染症等の発生原因や結果等を取りまとめ、防止策を検討すること。</p>	<p>◎特別養護老人ホーム最低基準（解釈通知） 第4 処遇に関する事項</p> <p>1 2 衛生管理等（基準第26条）</p> <p>(2) 基準第26条第2項に規定する感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように講ずるべき措置については、具体的には次の①から④までの取り扱いとすること。</p> <p>① 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会</p> <p>当該施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（以下「感染対策委員会」という。）であり、幅広い職種（例えば、施設長（管理者）、事務長、医師、看護職員、介護職員、栄養士、生活相談員）により構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の感染対策を担当する者（以下「感染対策担当者」という。）を決めておくことが必要である。感染対策委員会は、入所者の状況など施設の状況に応じ、おおむね3月に1回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要がある。</p> <p>なお、感染対策委員会は、運営委員会など施設内の他の委員会と独立して設置・運営することが必要であるが、基準省令第31条第1項第3号に規定する事故発生の防止のための委員会については、関係する職種、取り扱う事項等が感染対策委員会と相互に関係が深いと認められることから、これと一体的に設置・運営することも差し支えない。感染対策担当者は看護師であることが望ましい。また、施設外の感染管理等の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。</p> <p>② 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針</p> <p>当該施設における「感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定する。</p> <p>平常時の対策としては、施設内の衛生管理（環境の整備、排泄物の処理、血液・体液等の処理等）、日常のケアにかかる感染対策（標準的な予防法（例えば、血液・体液・分泌物・排泄物（便）などに触れるとき、傷や創傷皮膚に触れるときどのようにするかなどの取り決め）、手洗いの基本、早期発見のための日常の観察項目）等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における施設関係課等の関係機関との連携、医療処置、行政への報告等が想定される。また、発生時における施設内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要である。</p> <p>なお、それぞれの項目の記載内容の例については「高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版（2019年3月）」 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/ninchi/index_00003.html を参照されたい。</p> <p>③ 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修</p> <p>介護職員その他の職員に対する「感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該施設における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとする。</p> <p>職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該施設が指針に基づいた研修プ</p>	

事項	内容	解説	根拠法令等	書類等
6 虐待、懲戒及び身体的拘束	<p>1 入所中の児童に対し、虐待等の行為を行わないこと。</p> <p>2 入所中の児童に対し、体罰等の懲戒権を濫用しないこと。</p>	<p>(1) 入所中の児童に対し、虐待行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならないこと。</p> <p>(2) 虐待に当たる例としては、次のものがある。</p> <p>ア 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること</p> <p>イ 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること</p> <p>ウ 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置</p> <p>エ 保護者以外の同居人によるア、イ又はオに掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること</p> <p>オ 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと</p> <p>(1) 入所中の児童に対し、親権を行う場合であって懲戒するとき又は懲戒に関してその児童の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならないこと。</p> <p>(2) 懲戒権の濫用に当たる例としては、次のものがある。</p> <p>ア 殴る、蹴る</p> <p>イ 長時間一定の姿勢をとらせる</p> <p>ウ 食事を与えない</p> <p>エ 必要な睡眠時間を与えない</p> <p>オ 休息を与えず長時間作業をさせる</p> <p>カ 施設を退所させると脅す</p> <p>キ 性的な嫌がらせをする</p>	<p>プログラムを作成し、定期的な教育(年2回以上)を開催するとともに新規採用時には必ず感染対策研修を実施することが重要である。また、調理や清掃などの業務を委託する場合には委託を受けて行う者に対しても施設の指針が周知されるようにする必要がある。</p> <p>また、研修の実施内容についても記録することが必要である。研修の実施は、職員研修施設内での研修で差し支えない。</p> <p>④ 施設は、入所予定者の感染症に関する事項も含めた健康状態を確認することが必要であるが、その結果感染症や既往であっても、一定の場合を除き、サービス提供を断る正当な理由には該当しないものである。こうした者が入所する場合には、感染対策担当者は、介護職員その他の職員に対し、当該感染症に関する知識、対応等について周知することが必要である。</p> <p>◎児童福祉施設最低基準 第9条の2 児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該児童等の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>◎児童虐待の防止等に関する法律 第2条 この法律において、「児童虐待」とは、保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。)がその監護する児童(18歳に満たない者をいう。以下同じ。)について行う次に掲げる行為をいう。</p> <p>一 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。</p> <p>二 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。</p> <p>三 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前2号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。</p> <p>四 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力(配偶者の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。)その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。</p> <p>◎児童福祉施設最低基準 第9条の3 児童福祉施設の長は、入所中の児童等に対し法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき又は同条第3項の規定により懲戒に関しその児童の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</p> <p>◎懲戒に係る権限の濫用禁止について(平成10年2月18日障障第16号、児企第9号大臣官房障害保健福祉部障害福祉、児童家庭局企画課長連名通知) 第2 懲戒に係る権限の濫用に当たる行為について 児童福祉施設の長に対しては、児童福祉法第47条により懲戒に係る権限が与えられているが、これは、児童を心身ともに健やかに育成することを目的として設けられたものであるから、懲戒に係る行為の方法及び程度が、この目的を達成するために必要な範囲を超える場合には懲戒に係る権限の濫用に当たるものであること。懲戒に係る権限の</p>	

事 項	内 容	解 説	根 拠 法 令 等	書 類 等
	<p>3 入所中の高齢者に対し、虐待等の行為を行わないこと。</p>	<p>ク 児童を無視する</p> <p>(3) 施設の規程に懲戒に係る権限の濫用の禁止に係る規定を盛り込むこと。</p> <p>(1) 入所中の高齢者に対し、虐待行為その他の心身に有害な影響を与える行為をしてはならないこと。</p> <p>(2) 虐待に当たる例としては、次のものがある。</p> <p>ア 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること</p> <p>イ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること</p> <p>ウ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと</p> <p>エ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること</p> <p>オ 高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること</p>	<p>濫用に当たる具体的な例としては、例えば、殴る、蹴る等直接児童の身体に傷害を与える行為のほか、合理的な範囲を超えて長時間一定の姿勢をとるよう求めること、食事を与えないこと、児童の年齢及び健康状態からみて必要と考えられる睡眠時間を与えないこと、適切な休息時間を与えずに長時間作業を継続させること、施設を退所させる旨脅かすこと、性的な嫌がらせをすること、当該児童を無視すること等の行為があげられること。</p> <p>なお、個別具体の行為が懲戒に係る権限の濫用に当たるかどうかについては、児童の年齢、健康及び心身の発達の状況、当該児童と職員との関係、当該行為の行われた場所及び時間的環境等の諸条件を勘案して判断すべきものであること。</p> <p>また、強度の自傷行為や他の児童、職員等への加害行為を制止するなど、急迫した危険に対し児童又は他の者の身体又は精神を保護するために当該児童に対し強制力を加える行為は、懲戒に係る権限の濫用に当たらないものであること。</p> <p>◎懲戒に係る権限の濫用禁止について（平成10年2月18日障障第16号、児企第9号大臣官房障害保健福祉部障害福祉、児童家庭局企画課長連名通知）</p> <p>第3 関係者に対する周知徹底等について</p> <p>懲戒に係る権限の濫用の禁止について、児童福祉施設職員を始めとする関係者に対し、改めて周知徹底を図られたいこと。その際の具体的な方法の例としては、児童福祉施設職員等に対する研修の機会を利用することや、最低基準第13条に基づき定めることとされている児童福祉施設の規程に、懲戒に係る権限の濫用の禁止に係る規定を設けることなどが考えられるものであること。</p> <p>◎高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律 第2条</p> <p>5 この法律において「養介護施設従事者等による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。</p> <p>(1) 老人福祉法 第5条の3 に規定する老人福祉施設若しくは同法第29条第1項 に規定する有料老人ホーム又は介護保険法第8条第22項 に規定する地域密着型介護老人福祉施設、同条第27項 に規定する介護老人福祉施設、同条第28項 に規定する介護老人保健施設若しくは同法第115条の4第1項 に規定する地域包括支援センター（以下「養介護施設」という。）の業務に従事する者が、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用する高齢者について行う次に掲げる行為</p> <p>イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。</p> <p>ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。</p> <p>ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。</p> <p>ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。</p> <p>ホ 高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。</p>	

事 項	内 容	解 説	根 拠 法 令 等	書 類 等
	<p>4 虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合には、速やかに市町村に通報すること。</p> <p>5 高齢者虐待の防止等のため、職員に対して研修等の措置を講じること。</p> <p>6 入所中の障害者に対し、虐待等の行為を行わないこと。</p>	<p>高齢者が入所する施設の業務に従事する者が虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに市町村に通報しなければならないこと。</p> <p>(1) 高齢者が入所する施設の施設長等は、高齢者虐待の防止等のために職員に対して所要の研修を実施すること。</p> <p>(2) 高齢者が入所する施設の施設長等は、施設に入所し、又は介護サービスの提供を受ける高齢者及びその家族からなされた苦情の処理の体制の整備など高齢者虐待の防止等のための措置を講じること。</p> <p>(3) 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホームは、次の措置を講じること（令和6年3月31日までは努力義務）</p> <p>①虐待防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催と、その結果の職員等への周知徹底</p> <p>②虐待防止のための指針の整備</p> <p>③虐待防止のための研修の定期的な実施</p> <p>④前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置</p> <p>(1) 入所中の障害者に対し、虐待行為その他の心身に有害な影響を与える行為をしてはならないこと。</p> <p>(2) 虐待に当たる例としては、次のものがある。</p> <p>ア 障害者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること</p> <p>イ 障害者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること</p> <p>ウ 障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと</p> <p>エ 障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の障害者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること</p> <p>オ 障害者の財産を不当に処分することその他当該障害者から不当に財産上の利益を得ること</p>	<p>◎高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律 第21条 養介護施設従事者等は、当該養介護施設従事者等がその業務に従事している養介護施設又は養介護事業（当該養介護施設の設置者若しくは当該養介護事業を行う者が設置する養介護施設又はこれらの者が行う養介護事業を含む。）において業務に従事する養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。</p> <p>◎高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律 第20条 養介護施設の設置者又は養介護事業を行う者は、養介護施設従事者等の研修の実施、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用し、又は当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。</p> <p>◎特別養護老人ホーム最低基準 第31条の2 特別養護老人ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 当該特別養護老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>二 当該特別養護老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。</p> <p>三 当該特別養護老人ホームにおいて、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。</p> <p>四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</p> <p>◎養護老人ホーム最低基準 第30条 ◎軽費老人ホーム最低基準 第33条の2</p> <p>◎障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律 第2条 7 この法律において「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待」とは、障害者福祉施設従事者等が、当該障害者福祉施設に入所し、その他当該障害者福祉施設を利用する障害者又は当該障害福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける障害者について行う次のいずれかに該当する行為をいう。</p> <p>(1) 障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。</p> <p>(2) 障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。</p> <p>(3) 障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。</p> <p>(4) 障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、当該障害者福祉施設に入所し、その他当該障害者福祉施設を利用する他の障害者又は当該障害福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける他の障害者による前3号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の障害者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。</p> <p>(5) 障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること。</p>	

事 項	内 容	解 説	根 拠 法 令 等	書 類 等
	<p>7 虐待を受けたと思われる障害者を発見した場合には、速やかに市町村に通報すること。</p> <p>8 障害者虐待の防止等のため、職員に対して研修等の措置を講じること。</p> <p>9 入所者の処遇に当たって、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行ってはならないこと。</p>	<p>高齢者が入所する施設の業務に従事する者が虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに市町村に通報しなければならないこと。</p> <p>(1) 障害者が入所する施設の施設長等は、障害者虐待の防止等のために職員に対して所要の研修の実施すること。</p> <p>(2) 障害者が入所する施設の施設長等は、施設に入所し、又は介護サービスの提供を受ける障害者及びその家族からなされた苦情の処理の体制の整備など障害者虐待の防止等のための措置を講じること。</p> <p>(3) 障害者支援施設等は、次の措置を講じること</p> <p>①虐待防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催と、その結果の職員等への周知徹底</p> <p>②虐待防止のための研修の定期的な実施</p> <p>③前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置</p> <p>(1) 入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為を行ってはならないこと。</p> <p>(2) 身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。</p> <p>なお、当該記録は2年間保存しなければならないこと。</p> <p>(3) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上(障害者支援施設等は「定期的に」)開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図ること。</p> <p>(4) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</p> <p>(5) 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を年2回以上(障害者支援施設等は「定期的に」)開催するとともに、新規採用時には必ず身体的拘束適正化の研修を実施すること。</p>	<p>◎障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律 第16条 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。</p> <p>◎障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律 第15条 障害者福祉施設の設置者又は障害福祉サービス事業等を行う者は、障害者福祉施設従事者等の研修の実施、当該障害者福祉施設に入所し、その他当該障害者福祉施設を利用し、又は当該障害福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける障害者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。</p> <p>◎障害者支援施設最低基準 第54条の2(虐待の禁止)</p> <p>◎指定障害児入所施設最低基準 第42条(虐待の禁止)</p> <p>◎特別養護老人ホーム最低基準 第15条(処遇の方針)</p> <p>4 特別養護老人ホームは、入所者の処遇に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。</p> <p>5 特別養護老人ホームは、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</p> <p>6 特別養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</p> <p>(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。</p> <p>◎養護老人ホーム最低基準 第16条(処遇の方針)</p> <p>4 養護老人ホームは、入所者の処遇に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。</p> <p>5 養護老人ホームは、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</p> <p>6 養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p>	<p>身体拘束同意書 拘束の記録</p> <p>研修の実施内容の記録</p>

事 項	内 容	解 説	根 拠 法 令 等	書 類 等
			<p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、支援員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</p> <p>(3) 支援員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</p> <p>◎特別養護老人ホーム最低基準（解釈通知） 第4 処遇に関する事項</p> <p>3 処遇の方針</p> <p>(2) 同条第4項及び第5項は、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならず、緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合にあっても、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこととしたものである。</p> <p>なお、基準第9条第2項の規定に基づき、当該記録は、2年間保存しなければならない。</p> <p>(3) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（第6項第1号） 同条第6項第1号の「身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会」（以下「身体的拘束適正化検討委員会」という。）とは、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会であり、幅広い職種（例えば、施設長（管理者）、事務長、医師、看護職員、介護職員、生活相談員）により構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の身体的拘束等の適正化対応策を担当する者を決めておくことが必要である。</p> <p>なお、身体的拘束適正化検討委員会は、運営委員会など他の委員会と独立して設置・運営することが必要であるが、事故防止委員会及び感染対策委員会については、関係する職種等が身体的拘束適正化検討委員会と相互に関係が深いと認められることから、これと一体的に設置・運営することも差し支えない。身体的拘束適正化検討委員会の責任者はケア全般の責任者であることが望ましい。また、身体的拘束適正化検討委員会には、第三者や専門家を活用することが望ましく、その方策として、精神科専門医等の専門医の活用等が考えられる。</p> <p>特別養護老人ホームが、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、身体的拘束等の適正化について、施設全体で情報共有し、今後の再発防止につなげるためのものであり、決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要である。</p> <p>具体的には、次のようなことを想定している。</p> <p>① 身体的拘束等について報告するための様式を整備すること。</p> <p>② 介護職員その他の従業者は、身体的拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、①の様式に従い、身体的拘束等について報告すること。</p> <p>③ 身体的拘束適正化検討委員会において、②により報告された事例を集計し、分析すること。</p> <p>④ 事例の分析に当たっては、身体的拘束等の発生時の状況等を分析し身体的拘束等</p>	

事 項	内 容	解 説	根 拠 法 令 等	書 類 等
			<p>の発生原因、結果等を取りまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討すること。</p> <p>⑤ 報告された事例及び分析結果を従事者に周知徹底すること。</p> <p>⑥ 適正化策を講じた後に、その効果について評価すること。</p> <p>(4) 身体的拘束等の適正化のための指針（第6項第2号） 特別養護老人ホームが整備する「身体的拘束等の適正化のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととする。</p> <p>① 施設における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方 ② 身体的拘束適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項 ③ 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針 ④ 施設内で発生した身体的拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針 ⑤ 身体的拘束等の発生時の対応に関する基本方針 ⑥ 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針 ⑦ その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針</p> <p>(5) 身体的拘束等の適正化のための従事者に対する研修（第6項第3号） 介護職員その他の従業者に対する身体的拘束等の適正化のための研修の内容としては、身体的拘束等の適正化の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該特別養護老人ホームにおける指針に基づき、適正化の徹底を行うものとする。 職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該特別養護老人ホームが指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育（年2回以上）を開催するとともに、新規採用時には必ず身体的拘束適正化の研修を実施することが重要である。 また、研修の実施内容についても記録することが必要である。研修の実施は、職員研修施設内での研修で差し支えない。</p> <p>◎障害者支援施設最低基準 第48条(身体拘束等の禁止) 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。</p> <p>2 指定障害者支援施設等は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。</p> <p>3 指定障害者支援施設等は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>二 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。</p> <p>三 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</p> <p>◎指定障害児入所施設最低基準 第41条(身体拘束等の禁止)</p>	

事 項	内 容	解 説	根 拠 法 令 等	書 類 等
7 健康管理 (1) 健康診断	<p>1 入所時及び毎年定期に2回以上に健康診断を行うこと。</p> <p>2 結核感染予防のため、定期的に健康診断を行うこと。</p>	<p>(1) 入所者に対して入所時及び毎年定期に2回以上健康診断を行い、その記録を保存しておくこと。 なお、軽費老人ホーム(ケアハウス)においては、入所者に対して健康診断を受ける機会を提供するとともに、その記録を保存しておくこと。</p> <p>(2) 常に入所者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を採らなければならないこと。</p> <p>(1) 法律に基づき、定期的に健康診断を実施すること。</p>	<p>◎保護施設等条例 第28条 (健康管理) 救護施設は、入所者について、入所時及び毎年定期に2回以上健康診断を行わなければならない。</p> <p>◎児童福祉施設条例 第16条 児童福祉施設(児童厚生施設及び児童家庭支援センターを除く。次項及び第3項において同じ。)の長は、入所者に対し、入所時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法第11条及び第13条に規定する健康診断並びに同法第17条に規定する健康診断の方法及び技術的基準等に準じて行わなければならない。</p> <p>◎特別養護老人ホーム最低基準 第21条 (健康管理) 特別養護老人ホームの医師又は看護職員は、常に入所者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を採らなければならない。</p> <p>◎養護老人ホーム最低基準 第20条 (健康管理) 養護老人ホームは、入所者について、その入所時及び毎年定期に2回以上健康診断を行わなければならない。</p> <p>◎軽費老人ホーム最低基準 第21条 (健康の保持) 軽費老人ホームは、入所者について、定期的に健康診断を受ける機会を提供しなければならない。 2 軽費老人ホームは、入所者について、健康の保持に努めなければならない。</p> <p>◎障害者支援施設最低基準 第31条 (健康管理) 障害者支援施設は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じなければならない。 2 障害者支援施設は、施設入所支援を利用する利用者に対して、毎年2回以上定期に健康診断を行わなければならない。</p> <p>◎感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第53条の2 労働安全衛生法 第2条第3号 に規定する事業者(以下この章及び第12章において「事業者」という。)学校の長又は矯正施設その他の施設で政令で定めるものの長は、それぞれ当該事業者の行う事業において業務に従事する者、当該学校の学生、生徒若しくは児童又は当該施設に収容されている者(小学校就学の始期に達しない者を除く。)であって政令で定めるものに対して、政令で定める定期において、期日又は期間を指定して、結核に係る定期の健康診断を行わなければならない。</p> <p>◎感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令 第11条 法第53条の2第1項 の規定によりその長が定期の健康診断を行わなければならない施設は、次に掲げるものとする。 (2) 社会福祉法第2条第2項第1号 及び第3号 から第6号 までに規定する施設</p> <p>◎感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令 第12条 法第53条の2第1項 の規定により定期の健康診断を受けるべき者は、次の各号に掲げる者とし、同項 の政令で定める定期は、それぞれ当該各号に定めるものとする。 (4) 前条第2号に掲げる施設に入所している者 65歳に達する日の属する年度以降において毎年度</p>	健康診断書

事 項	内 容	解 説	根 拠 法 令 等	書 類 等
(2) 健康管理	1 医務室を設け、必要な医薬品等を備えること。	<p>(2) 健康診断の実施結果を、保健所に報告すること。</p> <p>(1) 特別養護老人ホーム等の医務室は、医療法に規定する診療所でなければならぬこと。</p> <p>(2) 医務室の管理者が他の病院または診療所の管理者を兼任している場合、保健所から兼務管理許可を得ていること。</p> <p>(3) 医務室内に院内掲示を行っていること。</p> <p>(4) 医務室には、入所者を診療するために必要な医薬品、衛生材料及び医療器械器具を備えること。(5) 医薬品の管理は管理責任者等を定め、適切に行うこと。また、医薬品受払簿を整備すること。</p>	<p>◎感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第53条の7 健康診断実施者は、定期の健康診断を行ったときは、その健康診断（第53条の4又は第53条の5の規定による診断書その他の文書の提出を受けた健康診断を含む。）につき、受診者の数その他厚生労働省令で定める事項を当該健康診断を行った場所を管轄する保健所長（その場所が保健所を設置する市又は特別区の区域内であるときは、保健所長及び市長又は区長）を経由して、都道府県知事に通報又は報告しなければならない。</p> <p>◎保護施設等条例 第18条（設備の基準） 3 救護施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該救護施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。 (8) 医務室 5 第3項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする (5) 医務室は、入所者を診療するために必要な医薬品、衛生材料及び医療器械器具を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。</p> <p>◎特別養護老人ホーム最低基準 第11条（設備の基準） 3 特別養護老人ホームには、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、次の各号に掲げる設備の一部を設けないことができる。 八 医務室 4 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。 (6) 医務室 イ 医療法第1条の5第2項に規定する診療所とすること。 ロ 入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。</p> <p>◎特別養護老人ホーム最低基準（解釈通知） 第2 設備に関する事項 2 設備の基準（基準第11条） (7) 医務室は、入院施設を有しない診療所として医療法第7条第1項の規定に基づく都道府県知事の許可を得ること。</p> <p>◎養護老人ホーム最低基準 第11条（設備の基準） 3 養護老人ホームには、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、設備の一部を設けないことができる 八 医務室 4 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。 五 医務室 入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。</p>	診療所開設許可申請書 診療所管理委任許可申請書

事 項	内 容	解 説	根 拠 法 令 等	書 類 等
			<p>◎養護老人ホーム最低基準（解釈通知） 第2 規模及び設備に関する事項 2 設備の基準（基準第11条） (7) 医務室は、入所施設を有しない診療所として医療法第7条第1項の規定に基づく都道府県知事の許可を得るよう指導すること。</p> <p>◎軽費老人ホーム最低基準附則 第5条（軽費老人ホームA型の設備の基準） 3 軽費老人ホームA型には、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該軽費老人ホームA型の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者に提供するサービスに支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。</p> <p>八 医務室 4 前項第一号、第五号、第八号及び第九号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>三 医務室 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第2項に規定する診療所とすること。</p> <p>◎軽費老人ホーム最低基準（解釈通知） 第7 軽費老人ホームA型 2 設備の基準 (3) 医務室は、入院施設を有しない診療所として医療法（昭和23年法律第205号）第7条第1項の規定に基づく都道府県知事の許可を得ること。</p> <p>◎医療法 第12条 病院、診療所又は助産所の開設者が、病院、診療所又は助産所の管理者となることができる者である場合は、自らその病院、診療所又は助産所を管理しなければならない。ただし、病院、診療所又は助産所の所在地の都道府県知事の許可を受けた場合は、他の者にこれを管理させることができる。</p> <p>◎医療法施行規則 第8条 病院、診療所又は助産所の開設者が、法第12条第1項ただし書の規定による許可を受けようとするときは、その事由並びに管理者にしようとする者の住所及び氏名を記載した申請書に、管理者にしようとする者の臨床研修修了登録証若しくは医師免許証若しくは歯科医師免許証の写し又は助産師免許証の写し若しくは助産婦名簿の謄本を添えて、病院、診療所又は助産所所在地の都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>◎医療法 第14条の2 病院又は診療所の管理者は、厚生労働省令の定めるところにより、当該病院又は診療所に関し次に掲げる事項を当該病院又は診療所内に見やすいよう掲示しなければならない。</p> <p>一 管理者の氏名 二 診療に従事する医師又は歯科医師の氏名 三 医師又は歯科医師の診療日及び診療時間 四 前三号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項</p> <p>◎医療法施行規則 第9条の3 病院又は診療所の管理者は、法第14条の2第1項第1号から第3号までに掲げる事項及び次条に掲げる事項を、当該病院又は診療所の入口、受付又は待合所の付近の見やすい場所に掲示しなければならない。</p>	

事項	内容	解説	根拠法令等	書類等
8 事故発生の防止及び発生時の対応	2 嘱託医等については、契約書（委嘱状）の記載内容に基づき勤務させること。	(1) 嘱託医又は非常勤医師に対して、勤務形態や診療内容等を記載した契約書（委嘱状）等を締結すること。 (2) 嘱託医又は非常勤医師については、単に名義を借りている程度ではなく、実質的に健康管理に当たれる者と契約を締結すること。	◎保護施設等条例 第30条（協力医療機関） 救護施設は、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない	事故発生の防止のための指針 研修報告書 事故報告書 損害賠償記録
	3 入院治療等を必要とする入所者のため、あらかじめ協力病院を確保すること。	(1) 特別養護老人ホーム等においては、入院治療等を必要とする入所者のため、あらかじめ協力病院を定めておかなければならないこと。 (2) 上記以外の施設においても、それぞれの入所者の状況に応じ、医療機関と緊密な連携を図っておくこと。 特に夜間、緊急時に受け入れてくれる医療機関を確保しておくこと。	◎特別養護老人ホーム最低基準 第27条（協力病院等） 特別養護老人ホームは、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院を定めておかなければならない。 2 特別養護老人ホームは、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。	
	4 たんの吸引等の措置を行う場合は嘱託医等と適正に連携をとること。	介護職員等がたんの吸引、胃ろうによる経管栄養を行う場合は、嘱託医及び看護師とも連携を取り、国通知に従って、適正に行うこと。	◎特別養護老人ホーム最低基準（解釈通知） 第4 処遇に関する事項 13 協力病院等（基準第27条） (1) 特別養護老人ホームは、入所者が身体的、精神的に著しい障害を有するため入院治療等を必要とする場合が極めて多いことにかんがみ、これらの者に対する医療的処遇を円滑に行うことができる1以上の協力病院をあらかじめ定めておくこと。併せて、入所者の口腔衛生等の観点から協力歯科医療機関についても、あらかじめ定めることが望ましいこと。 (2) 基準第27条第1項の協力病院及び第2項の協力歯科医療機関は、特別養護老人ホームから近距離にあることが望ましい。	
	1 事故の発生や再発を防止するための指針を整備すること。	(1) 特別養護老人ホーム及び養護老人ホームは、事故が発生した場合の対応、ヒヤリ・ハット事例等の報告方法等が記載された「事故発生の防止のための指針」を整備すること。 (2) 「事故発生の防止のための指針」には、次の項目を盛り込むこと。 ア 施設における介護事故の防止に関する基本的考え方 イ 介護事故の防止のための委員会その他施設内の組織に関する事項 ウ 介護事故の防止のための職員研修に関する基本方針 エ 施設内で発生した介護事故、介護事故には至らなかったが介護事故が発生しそうな場合（ヒヤリ・ハッ	◎養護老人ホーム最低基準 第25条（協力病院等） 養護老人ホームは、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院を定めておかなければならない。 2 養護老人ホームは、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。 ◎特別養護老人ホームにおけるたんの吸引等の取扱いについて（平成22年4月1日医政発0401第17号） ◎特別養護老人ホーム最低基準 第31条（事故発生の防止及び発生時の対応） 特別養護老人ホームは、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。 一 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。 二 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策について、職員に周知徹底を図る体制を整備すること。 三 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び職員に対する研修を定期的に行うこと。 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。	

事項	内容	解説	根拠法令等	書類等
	<p>2 事故が発生した場合やヒヤリ・ハット事例が生じた場合、事実が報告され、改善策が職員に周知徹底する体制を整備すること。</p> <p>3 事故発生の防止のための委員会を定期的に行うこと。</p> <p>4 事故発生の防止のための職員の研修を定期的に行うこと。</p> <p>5 事故が発生した場合、速やかに関係機関に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずること。</p>	<p>ト事例)等の報告方法等の介護に係る安全の確保を目的とした改善のための方策に関する基本方針 オ 介護事故等発生時の対応に関する基本方針 カ 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針 キ その他介護事故等の発生の防止の推進のために必要な基本方針</p> <p>(1) 報告、改善のための方策を定めて周知徹底する目的は、介護事故等を施設全体で情報共有し今後の再発防止につなげるためのものであること。職員の懲罰を目的としたものではないことに留意すること。 (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策について、職員に周知徹底を図る体制を整備すること。</p> <p>(1) 事故防止検討委員会は、介護事故発生の防止及び再発防止のための対策を検討する委員会であり、幅広い職種により構成すること。 (2) 構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の安全対策を担当する者を決めておくことが必要であること。 (3) 事故防止検討委員会は、運営委員会など他の委員会と独立して設置・運営することが必要であること。また、責任者はケア全般の責任者であることが望ましいこと。</p> <p>(1) 研修の内容は、事故発生防止の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、「事故発生の防止のための指針」に基づき、安全管理の徹底を行うものとする。 (2) 職員教育を組織的に徹底させていくためには、指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育(年2回以上)を開催することが必要であること。 また、新規採用時には必ず事故発生の防止の研修を実施することが重要であること。</p> <p>(1) 入所者の処遇により事故が発生した場合、速やかに市や入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならないこと。 (2) 事故等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、事故に際して採った処置について必ず記録を残してお</p>	<p>2 特別養護老人ホームは、入所者の処遇により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。 3 特別養護老人ホームは、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。 4 特別養護老人ホームは、入所者の処遇により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p> <p>◎養護老人ホーム最低基準 第29条(事故発生の防止及び発生時の対応) 養護老人ホームは、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。 一 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。 二 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策について、職員に周知徹底する体制を整備すること。 三 事故発生の防止のための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)及び支援員その他の職員に対する研修を定期的に行うこと。 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</p> <p>2 養護老人ホームは、入所者に対する処遇により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。 3 養護老人ホームは、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。 4 養護老人ホームは、入所者に対する処遇により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p> <p>◎軽費老人ホーム最低基準 第33条 ◎特別養護老人ホーム最低基準(解釈通知) 第4 処遇に関する事項 17 事故発生の防止及び発生時の対応(基準第31条) (1) 事故発生の防止のための指針(第1項第1号) 特別養護老人ホームが整備する「事故発生の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととする。 ① 施設における介護事故の防止に関する基本的考え方 ② 介護事故の防止のための委員会その他施設内の組織に関する事項 ③ 介護事故の防止のための職員研修に関する基本方針 ④ 施設内で発生した介護事故、介護事故には至らなかったが介護事故が発生しそうな場合(ヒヤリ・ハット事例)及び現状を放置しておく介護事故に結びつく可能性が高いもの(以下「介護事故等」という。)の報告方法等の介護に係る安全の確保を目的とした改善のための方策に関する基本方針 ⑤ 介護事故等発生時の対応に関する基本方針 ⑥ 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針 ⑦ その他介護事故等の発生の防止の推進のために必要な基本方針</p> <p>(2) 事実の報告及びその分析を通じた改善策の職員に対する周知徹底(第1項第2号) 特別養護老人ホームが、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、介護</p>	

事 項	内 容	解 説	根 拠 法 令 等	書 類 等
	<p>6 入所者の処遇により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行うこと。</p>	<p>くこと。 (3) 事故等の発生時の状況等を分析し、事故等の発生原因や結果等を取りまとめ、防止策を検討すること。</p> <p>賠償すべき事態となった場合、速やかに賠償しなければならないため、損害賠償保険に加入しておくか若しくは賠償力を有することが望ましいこと。</p>	<p>事故等について、施設全体で情報共有し、今後の再発防止につなげるためのものであり、決して職員の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要である。</p> <p>具体的には、次のようなことを想定している。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 介護事故等について報告するための様式を整備すること。 ② 介護職員その他の職員は、介護事故等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、①の様式に従い、介護事故等を報告すること。 ③ (3)の事故発生の防止のための委員会において、②により報告された事例を集計し、分析すること。 ④ 事例の分析に当たっては、介護事故等の発生時の状況等を分析し、介護事故等の発生原因、結果等を取りまとめ、防止策を検討すること。 ⑤ 報告された事例及び分析結果を職員に周知徹底すること。 ⑥ 防止策を講じた後に、その効果について評価すること。 <p>(3) 事故発生の防止のための委員会（第1項第3号） 特別養護老人ホームにおける「事故発生の防止のための検討委員会」（以下「事故防止検討委員会」という。）は、介護事故発生の防止及び再発防止のための対策を検討する委員会であり、幅広い職種（例えば、施設長（管理者）、事務長、医師、看護職員、介護職員、生活相談員）により構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の安全対策を担当する者を決めておくことが必要である。</p> <p>なお、事故防止検討委員会は、運営委員会など他の委員会と独立して設置・運営することが必要であるが、感染対策委員会については、関係する職種、取り扱う事項等が事故防止検討委員会と相互に関係が深いと認められることから、これと一体的に設置・運営することも差し支えない。事故防止対策委員会の責任者はケア全般の責任者であることが望ましい。</p> <p>また、事故防止検討委員会に施設外の安全対策の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。</p> <p>(4) 事故発生の防止のための職員に対する研修（第1号第3号） 介護職員その他の職員に対する事故発生の防止のための研修の内容としては、事故発生防止の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該特別養護老人ホームにおける指針に基づき、安全管理の徹底を行うものとする。</p> <p>職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該特別養護老人ホームが指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育（年2回以上）を開催するとともに、新規採用時には必ず事故発生の防止の研修を実施することが重要である。</p> <p>また、研修の実施内容についても記録することが必要である。研修の実施は、職員研修施設内での研修で差し支えない。</p> <p>(5) 損害賠償（第3項） 特別養護老人ホームは、賠償すべき事態となった場合には、速やかに賠償しなければならない。そのため、損害賠償保険に加入しておくか若しくは賠償力を有することが望ましい。</p> <p>◎養護老人ホーム最低基準（解釈通知） 第5 処遇に関する事項 15 事故発生の防止及び発生時の対応（基準第29条） (3) 事故発生時の対応</p>	

事 項	内 容	解 説	根 拠 法 令 等	書 類 等
9 地域交流の状況	1 事業計画等に基づいて、地域交流等を行うこと。	<p>(1) 社会福祉事業は地域社会と連携して展開されることが望ましいので、事業計画の作成に当たっては、この点に十分に配慮をすること。</p> <p>(2) 地域の自然、人材、行事や公共施設などを積極的に活用し、豊かな生活体験ができるように工夫すること。</p> <p>(3) 事業計画や処遇計画等に基づいて地域交流を行うこと。</p> <p>ア 施設の開放（場所の提供を含む）</p> <p>イ 施設の行事への招待</p> <p>ウ 地域行事への参加</p> <p>エ 専門機能の提供（相談活動等）</p> <p>オ 地域活動事業の実施 等</p>	<p>養護老人ホームは、入所者の日常生活や処遇上に事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該入所者の家族等に対して連絡を行う等の必要な措置を講ずべきこととする。また、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、また、入所者に対し賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p> <p>なお、基準第9条第5項の規定に基づき、事故の状況および事故に際して採った処置についての記録は、2年間保存しておかなければならない。</p> <p>このほか、以下の点に留意するものとする。</p> <p>① 養護老人ホームは、入所者の日常生活や処遇上に事故が発生した場合の対応方法について、あらかじめ定めておくことが望ましいこと。</p> <p>② 養護老人ホームは、賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましいこと。</p> <p>◎障害者支援施設最低基準 第43条(事故発生時の対応) 障害者支援施設は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 障害者支援施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。</p> <p>3 障害者支援施設は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p> <p>◎保護施設等条例 第14条(地域との連携等) 保護施設等は、その運営に当たっては、当該保護施設等が所在する地域の自治会等の地縁による団体(次項において「自治会等」という。)に加入するなど、地域住民及びその自発的な活動等との連携、協力等により地域との交流に努めなければならない。</p> <p>2 保護施設等は、第12条第1項に規定する計画の策定及び同条第2項に規定する訓練の実施に当たっては、自治会等と協力して行うよう努めなければならない。</p> <p>◎養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム条例 第7条(地域との連携等) 第4条の規定にかかわらず、養護老人ホームは、その運営に当たっては、当該養護老人ホームが所在する地域の自治会等の地縁による団体(次項において「自治会等」という。)に加入するなど、地域住民及びその自発的な活動等(以下この項において「地域住民等」という。)との連携、協力等により地域との交流を図るとともに、当該養護老人ホーム内に地域住民等と交流するための場所を設けるよう努めなければならない。</p> <p>2 養護老人ホームは、自治会等と非常災害時における協力体制を構築するよう努めなければならない。</p> <p>◎養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム条例 第12条(準用) 第5条、第7条及び第8条の規定は、特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、これらの規定中「養護老人ホーム」とあるのは「特別養護老人ホーム」と、第5条中「前条」とあり、及び第7条中「第4条」とあるのは「第11条」と読み替えるものと</p>	<p>事業計画書 処遇計画書 行事、レクリエーション等の記録 ボランティア活動の記録 クラブ活動の記録</p>

事 項	内 容	解 説	根 拠 法 令 等	書 類 等
	<p>2 研修生や介護相談員、ボランティアを積極的に受け入れること。</p> <p>3 クラブ活動は、入所者の状態に応じて積極的に行うこと。</p> <p>4 家族との連携を十分に図ること。</p> <p>5 関係機関との連携を十分に図ること。</p>	<p>(1) 福祉関係養成校等の研修生や介護相談員、ボランティアの受け入れを定期的に行うことが望ましいこと。</p> <p>(2) 受け入れについての基本姿勢が明示され、受け入れ体制が整備されていることが必要であること。</p> <p>入所者の生活を豊かなものとするため、入所者に対して身体的、精神的状態に応じたクラブ活動や各種行事等を積極的に実施すること。</p> <p>(1) 家族と施設相互の理解を深め、入所者処遇の向上を図るため、家庭との連携を緊密に行うこと。 ア 保護者との懇談会等を開催すること。 イ 各種行事や家族の集い等入所者の家族との連携、話し合いの場をより多く設定するなどの配慮がなされること。</p> <p>(2) 施設における入所者の生活、健康状態、事故の発生などについて、家庭と密接な連絡ができるように体制を整えておくこと。</p> <p>(1) 日頃から地域の医療・保健関係機関、福祉関係機関などと十分な連携をとるよう努めること。</p> <p>(2) 地域の保健活動に積極的に参加することを指導するとともに、地域の保健福祉に関する情報の把握に努めること。</p>	<p>する。</p> <p>◎軽費老人ホーム条例 第6条（地域との連携等） 第4条の規定にかかわらず、軽費老人ホームは、その運営に当たっては、当該軽費老人ホームが所在する地域の自治会等の地縁による団体(次項において「自治会等」という。)に加入するなど、地域住民及びその自発的な活動等(以下この項において「地域住民等」という。)との連携、協力等により地域との交流を図るとともに、当該軽費老人ホーム内に地域住民等と交流するための場所を設けるよう努めなければならない。 2 軽費老人ホームは、自治会等と非常災害時における協力体制を構築するよう努めなければならない。</p> <p>◎障害児通所支援の事業及び障害児入所施設等条例 第15条 2 児童福祉施設は、地域社会との交流及び連携を図るとともに、児童の保護者及び地域社会に対し、当該児童福祉施設の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。</p> <p>◎障害者支援施設等最低基準 第42条(地域との連携等) 障害者支援施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。</p> <p>◎特別養護老人ホーム最低基準 第19条（社会生活上の便宜の提供等） 3 特別養護老人ホームは、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。</p> <p>◎特別養護老人ホーム最低基準（解釈通知） 第4 処遇に関する事項 7 社会生活上の便宜の提供等（基準第19条） (3) 同条第3項は、特別養護老人ホームは、入所者の家族に対し、当該施設の会報の送付、当該施設が実施する行事への参加の呼びかけ等によって入所者とその家族が交流できる機会等を確保するよう努めなければならないこととするものである。また、入所者と家族の面会の場所や時間等についても、入所者やその家族の利便に配慮したものと努めなければならない。</p> <p>◎養護老人ホーム最低基準 第18条（生活相談等） 4 養護老人ホームは、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。</p>	

事 項	内 容	解 説	根 拠 法 令 等	書 類 等
10 入所者預り金 (1) 管理規程	入所者から預り金管理を受託する場合、入所者預り金管理規程を定めること。	(1) 入所者預り金管理規程は、内部牽制体制を徹底する意味でも、利用者との契約書とは別に、法人内部で預り金管理の実務上の取り扱いについて定めた規程を定めておくこと。 (2) 預り金管理規程で定めるべき事項は、次のことが必要であると考えられること。 ア 預り資産の範囲 イ 預り金に係る受任事務の範囲 ウ 預り資産の管理責任者 エ 資産の保管場所（預金による管理等） オ 資産の管理方法（内部牽制体制の確保） カ 預り資産の受入、返還に関する契約及び資産授受の手続 キ 現預金の受払手続 ク 預り資産の異動及び残高に関する記録 ケ 預り金に関するサービス料 コ 預り資産に関する報告 サ 書類の様式化	◎保護施設等条例 第13条（関係機関との連携） 保護施設等は、利用者の適切な処遇や利用者の自立に向けた適切な支援を行うため、保護の実施機関をはじめとする関係機関との連携に努めなければならない。	預り金管理規程 預り金等台帳 預り金等出納簿 （個人別・総括）
(2) 管理体制	1 入所者からの多額の現金預りが、恒常的でないこと。 2 預金通帳等と印鑑の保管責任者を各々別に定め、内部牽制体制を図ること。 3 施設長等の名義で一括預金しないこと。 4 預り金の収支状況を、施設長等が毎月確認すること。	(1) 入所者からの預り金は、原則として預金により保管すること。 (2) 現金の預りを必要とする場合は、その額をできるだけ少額にとどめ、取り扱いには2人以上の職員で当たること。 (1) 預り金の管理については、預金通帳等と印鑑の保管責任者は各々別に定め、安全確実に保管すること。 (2) 1人の職員に管理が集中しないように内部牽制体制の徹底を図ること。 預金通帳の名義は、入所者ごとに作成することとし、施設長等の名義で一括預金しないこと。 (1) 施設長等は、預り金に関する記録（収支の状況）の点検を毎月必ず行うこと。 (2) 収支状況の点検は、次の内容が必要であること。 ア 預り金等出納簿（個人別・総括）への記帳時期と受払時期との照合 イ 預り金等出納簿（個人別）と現金、預金通帳、預り金等受払何票との照合 ウ 預り金等出納簿（個人別）の集計と総括の額との照合		預り金等受払何票 年金受領一覧表 領収書綴 預貯金通帳等 預り金管理に関する依頼書（契約書）

事 項	内 容	解 説	根 拠 法 令 等	書 類 等
(3) 受払状況等	5 預り金の管理について帳簿等を整備すること。	<p>(1) 預り金の管理（異動等）については、原則として文書に基づいて行い、記録として保存しておく必要があること。</p> <p>(2) 預り金の管理にあたっては、少なくとも次の帳簿を備えること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 預り金管理に関する依頼書（契約書） イ 預り金等台帳 ウ 預り金等出納簿（個人別） エ 預り金等出納簿（総括） オ 預り金等受払伺票 カ 年金受領一覧表 キ 領収書綴 	<p>(参考)</p> <p>◎特別養護老人ホーム等における入所者からの「預り金等」の保管について (平成4年3月 社会福祉法人・福祉施設運営適正化委員会報告)・・・別紙</p>	
	6 預り金の収支状況を、定期的に入所者等に報告すること。	<p>施設長は預り金の収支状況について、定期的に入所者（必要がある場合には家族等）に報告を行い、確認してもらうこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 入所者が確認できる状態の場合は、確認したことが判るように台帳等に押印（又は署名）してもらうこと。 イ 入所者が確認できない状態の場合は、家族等に文書等で周知すること。 		
	1 預り金の受入及び払出は、所定の手続きにより適正に行うこと。	<p>(1) 入所者預り金管理規程に定める受入及び払出の手續きに従い、適正に行うこと。</p> <p>(2) 年金等の代理受領を適正に行うこと。</p>		
2 預り金を引き渡す際は複数の者が立会い、本人又は家族から受領印を徴すること。	<p>入所者が認知症の場合で入所者又は家族から直接受領印を徴することが困難な場合は、必ず複数の職員が立会うこと。</p>			

■特別養護老人ホーム等における入所者からの「預り金等」の保管について

(平成4年3月 社会福祉法人・福祉施設運営適正化委員会報告)

1. 特別養護老人ホーム等の入所者の財産、特に預貯金については、従来から施設が通帳及びこれに係る印鑑を預かり、また入所後の生活で必要となる金銭の入出金事務を代行する等の便宜を図っているところである。
2. 昨今、この預り金等の関係で、入所者の信頼を裏切る不祥事例が数例認められたことから、保管等事務処理方式について検討を加え、かかる事例の生じないよういくつかの留意点を示すこととしたので、各施設においては、現行事務処理方式の見直しを行い、今後はこの内容に添った取扱規定を整備の上当該業務を行っていくこととし、入所者や家族、ひいては国民からの信頼保持に努める必要がある。
また、行政においても、これら留意点を踏まえ、従来の指導事項に併せ指導に努めることが必要となろう。
3. なお、この留意点は、おやつ等の掛け買いを前提としており、さらに、施設の当該業務に係る負担軽減、金銭の入出金に係る誤りの防止等の観点から、施設において日常生活上必要となる現金決済をなるべく減らすための努力をしていく必要がある。
例えば、①費用徴収分の通帳自動引き落とし、②入出金伝票の作成等に係る銀行サービスの活用、等の手段の一層の活用が望まれる。
4. 一方、この業務に関しては施設側のみにその責務が求められるものではなく、措置の実施者側にも、入所者からの依頼と期待に十分応えられるよう意を用いる必要があることはいうまでもない。
それは、措置決定時に被措置者に対し、施設に保管を依頼する場合には依頼者等により正規に依頼し、個々の職員との私的な依頼は行わないように助言すること、日常生活上必要となる最小限のもの以外の財産の管理について相談に応じること等の面での関与であり、施設側と密接な連携をとってこの業務を進める必要があることを付言する。

入所者からの「預り金等」の保管に係る留意点

1. 基本的な考え方

- (1) 特別養護老人ホーム等入所者が当該施設で生活していく場合、当然のことながらその生活の過程で、自ら有する財産を管理していかなければならない状況が想定される。
- (2) このような状況に対して、施設は、先ず、入所者がこの財産を安全確実に保管できる物理的な手段について配慮する必要がある。この例として「セーフティボックス」の設置が考えられる。
- (3) さらに、入所者の中には、心身の状況等により自ら保管することが不可能な者もいることから、これらの者に係る財産については、入所者等の依頼（依頼書等の書類により明確にしておく）によって、施設が保管責任者のもと善良な保管を引き受ける必要がある。
また、入所した後、保管が不可能となることも考えられることから、常に入所者の日常生活動作等の状況を把握しておき、不可能と判断される場合には、家族、措置の実施者等との相談連携の上、預かることとする体制を整えておく必要がある。
なお、保管を引き受けるに際しても、日常生活上必要となる最小限のもの（日常生活上利用する預貯金通帳及び通帳印）に限ることとし、他の財産については、原則自己管理とする。

2. 保管責任者及び業務

- (1) 保管責任者は施設長とし、補助者（事務員及び指導員）を置いてこれに当たること。
なお、施設長は印鑑を、事務員又は指導員は通帳を、各々別に安全確実に保管すること。
- (2) 保管責任者たる施設長又は施設長の指定した（補助者以外の）者は、印鑑の保管及び預貯金の出納管理を行い、補助者たる事務員及び指導員は、通帳の保管、入所者からの依頼かつ施設長の指示のもとにおいて預貯金の出納事務を行うこと。
- (3) 口座・通帳等は、必ず個人別に作成・保管し、キャッシュカードの類は作成・利用しないこと。
なお、施設の都合によって金融機関を特定し、その口座・通帳等とするよう薦めることは差し支えないが、入所者又は家族等の事業を十分考慮すること。

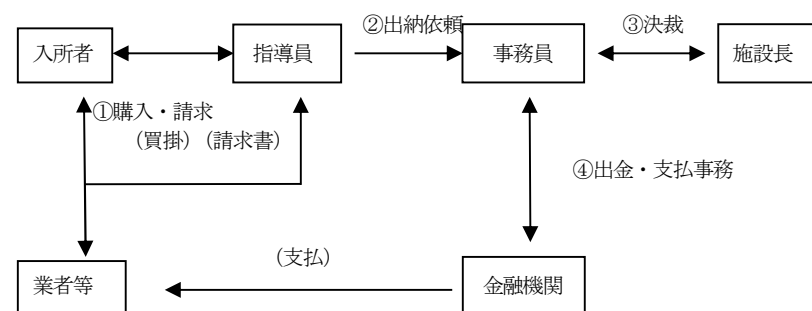
3. 保管及び出納事務

- (1) 施設長は、おやつ代及び費用徴収分として日常生活上必要となる出金については、なるべく月2回程度の定時払いで対応することとし、これ以外の不時の出金の場合には、とりあえず、法人又は施設会計から一定額の支払資金を準備して対応すること。
このことによって、なるべく入所者に係る金銭を扱う機会を少なくすること。
なお、入金についても、原則通帳への直接入金や定時払い時をとらえての対応とすること。
- (2) 出金に際しては、常に牽制のとれる体制をもって行うこととし、次のような手順に従って行うこと。
ア 指導員は、出金状況をまとめ、額を確定し、保管する通帳とともに事務員へ回す。
イ 事務員は、確定された額に基づき出金伝票を作成し、施設長へ回す。
ウ 施設長は、出金伝票を審査の上保管している印を押し、事務員へ戻す。
エ 事務員は、金融機関と出金事務及び支払事務を行う。
オ 指導員は、出金伝票、振込伝票の控えを保管しておく。
- (3) 出納事務を怠りなく行うため、入所時の保管依頼書（契約書）、個人別出納台帳等といった必要な書類を備えること。

4. 出納管理

- (1) 施設長は、事務員及び指導員とともに、毎月の収支状況について入所者個人ごとに点検を行うこと。
- (2) 施設長は、収支状況について、概ね四半期毎に入所者（必要に応じて家族等）に報告すること。

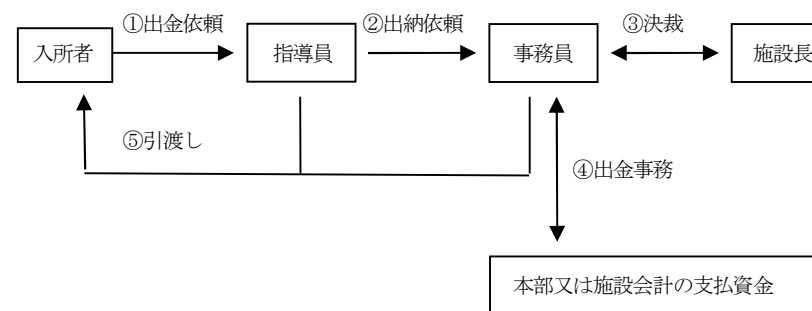
(参考・定時払い)



[手順]

1. 指導員は、入所者の出金状況をまとめ、出金額を確定して通帳とともに事務員に回す。
2. 事務員は、出金額の確定に基づき、出金時に金融機関で必要となる出金伝票を作成して、施設長に回す。
3. 施設長は、出金伝票の金額等を審査した上、保管している印を押し、事務員へ戻す。
4. 事務員は、金融機関と出金・支払事務を行う。

(参考・随時払い)



[留意点]

1. 突発的に入所者から出金の依頼があったときは、金融機関に代わって施設が立て替えることとする。立替原資は、年度当初に、本部又は施設会計から立替金等のかたちで一定額（施設規模に応じて）を引き出し、準備金としてプールしておく。
2. 立替金で処理した場合には、原則として月単位で収支バランスをとる。

事 項	内 容	解 説	根 拠 法 令 等	書 類 等
1 1 遺留金品の処理状況	<p>1 措置の実施機関に、遺留金品の状況を遅滞なく適正に報告すること。</p> <p>2 措置の実施機関の指示に基づいて適正な処理を行うこと。</p> <p>3 遺留金品引渡しの際、措置の実施機関の立会いを受けること。</p> <p>4 相続人以外の者への引渡しを行わないこと。</p> <p>5 処理状況を実施機関に報告すること。</p> <p>6 遺留金品引渡しにあたっては、関係書類を整備しておくこと。</p>	<p>遺留金品の状況について、措置の実施機関に遅滞なく、適正に文書により報告すること。</p> <p>(1) 遺留金品の受領書を相続人から徴収するとともに、これを実施機関に送付すること。</p> <p>(2) 指示書、預り金等出納簿（個人別）、預金通帳、引渡書等の内容に整合性があること。</p> <p>(3) 施設長が、葬祭を委託された場合、葬祭料、火葬料等の葬祭費の証票書類と指示書とに整合性があること。</p> <p>(1) 実施機関の指示に従った引渡し相手であること。</p> <p>(2) 引渡しの相手が相続人本人でないときは委任状があること。</p> <p>(3) 引渡しの際には受領印を徴すること。</p> <p>(1) 遺留金品引渡書を作成し、写しを保管しておくこと。</p> <p>(2) 実施機関から施設長が葬祭費の執行を依頼されたときは、葬祭料、火葬料等の証憑書類を保管しておくこと。</p> <p>受領書及び関係証憑の整備保管をはじめ一連の処理状況をケース記録に記載しておくこと。</p>	<p>◎生活保護法 第48条（保護施設の長）</p> <p>4 保護施設の長は、その施設を利用する被保護者について、保護の変更、停止又は廃止を必要とする事由が生じたと認めるときは、すみやかに、保護の実施機関に、これを届け出なければならない。</p> <p>◎老人福祉法施行規則 第6条（施設の長の義務）</p> <p>養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの長は、当該施設の入所者（特別養護老人ホームにあつては、法第11条第1項第2号の措置に係る者に限る。）について、措置の変更、停止又は廃止を必要とする事由が生じたと認めるときは、速やかに、市町村にこれを届け出なければならない。</p> <p>◎老人福祉法 第11条（老人ホームへの入所等）</p> <p>2 市町村は、前項の規定により養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームに入所させ若しくは入所を委託し、又はその養護を養護受託者に委託した者が死亡した場合において、その葬祭（葬祭のために必要な処理を含む。）を行う者がいないときは、その葬祭を行い、又はその者を入所させ、若しくは養護していた養護老人ホーム、特別養護老人ホーム若しくは養護受託者にその葬祭を行うことを委託する措置を採ることができる。</p>	<p>遺留金品届被措置者状況変更届</p> <p>遺留金品処分指示書 預り金等出納簿 葬祭受託書</p> <p>遺留金品引渡書</p> <p>ケース記録</p>